

# 坂出市 まちづくり基本構想

働きたい 住みたい 子育てしたい  
共働のまち さかいで



香川県坂出市



## はじめに

坂出市は、かつては「塩のまち」「塩の積み出し港」として栄え、戦後の高度経済成長時代には、塩田跡地を活用した港湾開発や番の州地区の埋め立て等により、全国有数の「港湾工業都市」へと変貌を遂げました。その後の瀬戸大橋開通や四国横断自動車道の整備などにより、現在では、本州と四国を結ぶ鉄道網および高速道路網の「要衝」として、その存在価値を高めています。



本市では、これまで4次にわたる総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るとともに、企業誘致や子ども・子育て支援など、各種施策を着実に推進した結果、雇用の創出等にその成果が表れてきているところです。

一方で、我が国は本格的な人口減少・少子高齢社会の到来を迎えており、特に地方においては、人口減少が加速度的に進むことが懸念されています。

このような中、これまでの成果と反省をもとに、本市の現状と課題を踏まえ、平成28年度からの新たなまちづくりの指針として「坂出市まちづくり基本構想」を策定いたしました。この基本構想を市政運営の基本方針として、人口減少の克服と地域活力の向上に重点的に取り組み、「働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまち さかいで」の実現に向けて全力を傾注してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この基本構想の策定にあたり、長期にわたり熱心にご審議いただきました坂出市まちづくり基本構想審議会委員の皆様、市議会ならびに市民の皆様に対し厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

坂出市長

綾 宏

# 目次

---

## I. 序論

### 1. まちづくり基本構想策定の目的

- (1) これまでの総合計画について ..... 1
- (2) 本市の対応について ..... 1

### 2. まちづくり基本構想の構成と期間

- (1) 構成 ..... 2
- (2) 期間 ..... 3

### 3. 坂出市の特性

- (1) 坂出市民の意識 ..... 4
- (2) 自然環境, 地理的特色 ..... 9
- (3) 坂出市のあゆみ ..... 9

### 4. 時代潮流・社会情勢

- (1) 人口減少社会の到来, 少子高齢社会の深刻化 .....10
- (2) 地方創生への対応 .....10
- (3) 経済情勢 .....10
- (4) 就業・働き方の多様化 .....11
- (5) 高度情報化 .....11
- (6) 地域の国際化の進展 .....11
- (7) 安全・安心に対する意識の高まり .....12
- (8) コンパクト・プラス・ネットワークの形成 .....12
- (9) 老朽施設への対応, インフラ老朽化への対策 .....12

### 5. 坂出市の現状と課題

#### 5-1. 現状と人口の将来予測

- (1) 坂出市を取り巻く状況 .....13
- (2) 人口推移と将来予測 .....13

#### 5-2. これからのまちづくり

- (1) 市民共働※のまちづくりと行財政改革 .....15
- (2) 安全・安心の確保 .....15
- (3) 少子高齢社会への対応 .....16
- (4) ひとを豊かにはぐくむまちづくり .....17

(5) 都市基盤の整備と快適な生活環境づくり	18
(6) 地域特性を生かした産業振興	18

## 6. 財政状況

(1) 歳入決算額の推移	19
(2) 歳出決算額の推移	20
(3) 財政状況および推計	21

## II. 基本構想

### 1. めざすまちの姿

(1) まちづくりの基本理念	23
(2) まちづくりの将来像	24

### 2. 将来人口の見通し

### 3. まちづくりの基本目標と施策体系

(1) 基本目標	26
(2) 施策体系	28

### 4. まちづくりの施策の大綱

1. ～ すべての人がいきいきと輝くまちづくり ～	【自立・信頼】	30
2. ～ 安全で環境に優しく持続可能なまちづくり ～	【安全・環境】	32
3. ～ 健康で安心して暮らせるまちづくり ～	【安心・健康】	35
4. ～ 未来を拓く力をはぐくむまちづくり ～	【教育・文化】	38
5. ～ 快適な都市環境を実感できるまちづくり ～	【快適・憩い】	41
6. ～ 元気とにぎわいのあるまちづくり ～	【魅力・活気】	44

### 5. 基本構想の推進

## III. 用語の説明

※印の用語の説明について掲載しています。

## IV. 資料



# 1. 序 論



# 1. まちづくり基本構想策定の目的

## (1) これまでの総合計画について

本市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、その時々々の社会情勢を踏まえながら、これまで4次にわたって総合計画を策定してまいりました。

現在の「第4次坂出市総合計画 ～瀬戸内の交流拠点 活力とふれあいの坂出～」は、平成27年度を目標年度とし、平成17年度に策定したものです。

一方、これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定および議会の議決の要否は独自の判断に委ねられることとされました。

## (2) 本市の対応について

「基本構想」の法的な策定義務はなくなりましたが、「基本構想」は市政の長期ビジョンを示すものであり、市の将来像やまちづくりの方向性を市民と共有し、計画的な市政を推進するための重要な指針となるものであることや、市の政策体系上、市政の各分野にわたる諸計画の最上位の方針として、引き続き「基本構想」について明確な位置付けを付与することにより、継続的な市政運営を行っていく必要があります。

このため、本市では、「基本構想」の位置付けとその策定手続等について定めた「坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例」を平成26年12月に制定し、第4次坂出市総合計画の後継計画として新たに「坂出市まちづくり基本構想」を策定することとしました。

また、本市においては、近年、法令に基づく各分野での個別計画や、有識者および市民の意見を反映させた各種個別計画も策定していることから、今回の「まちづくり基本構想」については、各分野の個別計画を生かし、それらを統括する本市の最上位の方針として策定するものです。

なお、この基本構想では、4. まちづくりの施策の大綱(p.30～46)において、6つの基本目標ごとに「関連する主な個別計画」を掲げていますが、これら以外にも「今後策定する個別計画」や「個別事業の年次計画」などがあります。

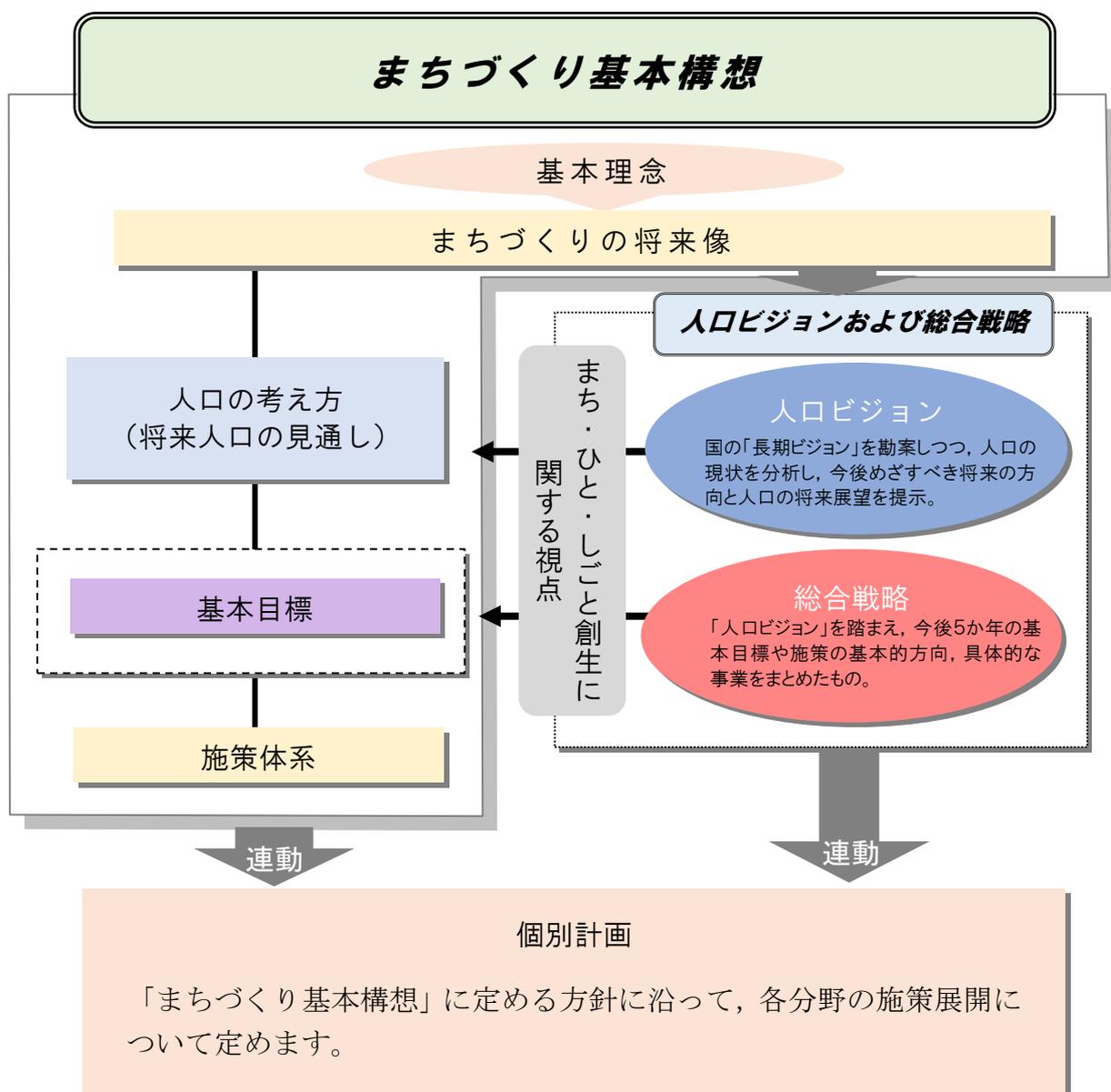
いずれの施策・事業も基本構想に示す理念や基本目標との整合性を保ちながら推進することとしています。

## 2. まちづくり基本構想の構成と期間

### (1) 構成

「まちづくり基本構想」は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について、まちづくりの最も基本的な指針、そして、市政の最上位の方針として策定します。

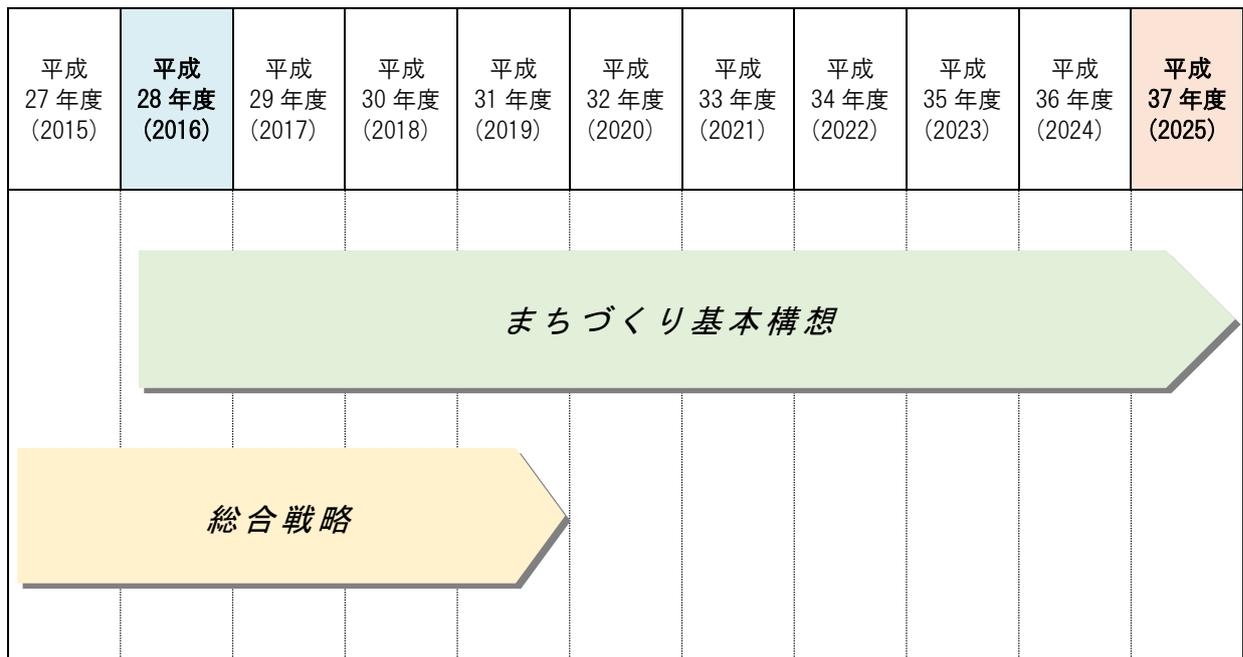
また、国が示す『まち・ひと・しごと創生』に関する視点を受けて、平成27年10月に「坂出市人口ビジョン」および「坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していることから、それぞれ連動しながら取組を実施し、各分野における個別計画を推進することにより、基本構想に掲げるまちの姿の実現をめざします。



## (2) 期間

「まちづくり基本構想」の計画期間は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10年間です。

一方、「総合戦略」の計画期間は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5年間となっています。



### 3. 坂出市の特性

#### (1) 坂出市民の意識

市民のまちづくりに対する意識・意見等を把握するとともに、坂出市まちづくり基本構想策定の基礎資料とするため、平成 26 年 12 月、満 20 歳以上の市内在住者 4,400 人を対象に「市民アンケート調査」を実施しました。有効回収数は 1,479 通、有効回収率は 33.6%でした。

調査対象	20 歳以上の市内在住者 4,400 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布，郵送回収
調査時期	平成 26 年 12 月 10 日～12 月 26 日

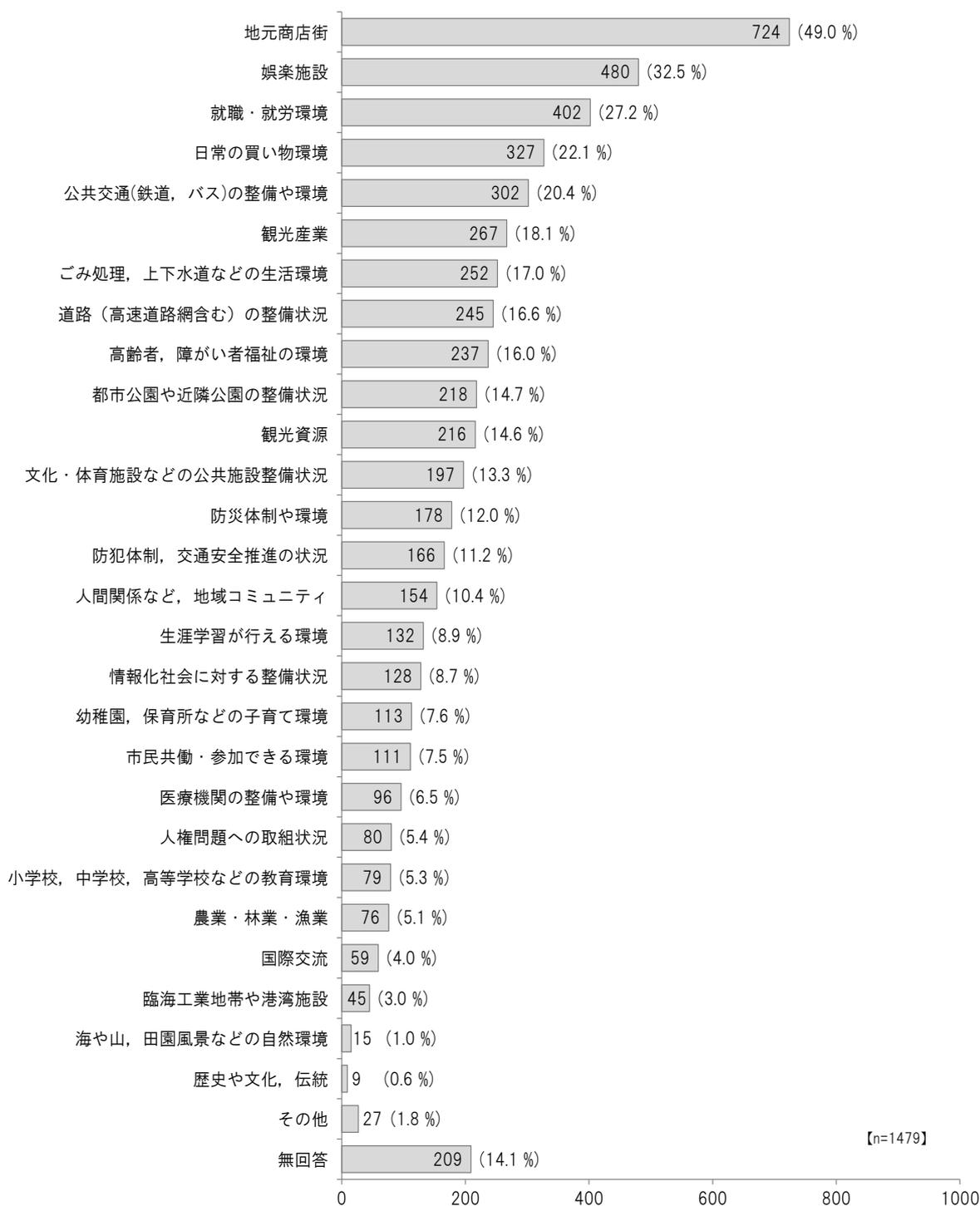
■ 坂出市の『良さ（自慢できるところ）』を5つまで選んでください。

「海や山，田園風景などの自然環境」が61.6%と最も多く，次いで「医療機関の整備や環境」が40.2%，「歴史や文化，伝統」が35.8%となっています。



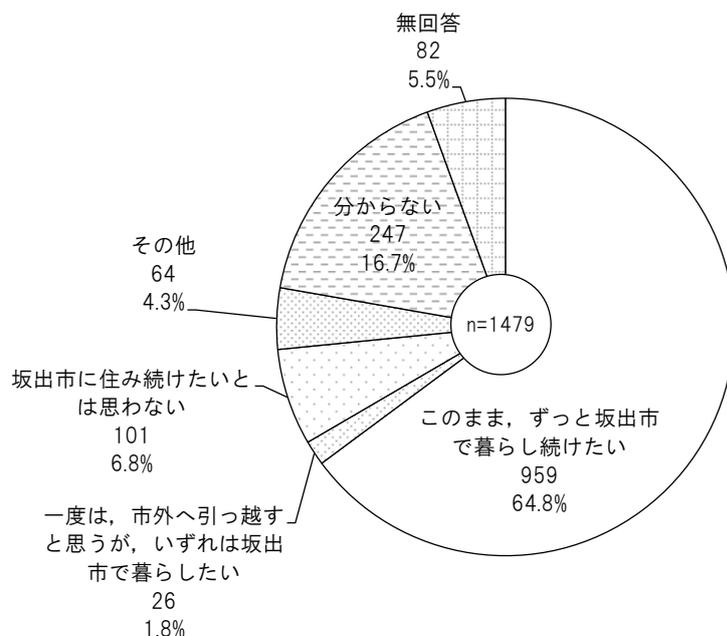
■ 坂出市の『不満（嫌いなところ）』を5つまで選んでください。

「地元商店街」が49.0%と最も多く、次いで「娯楽施設」が32.5%、「就職・就労環境」が27.2%となっています。



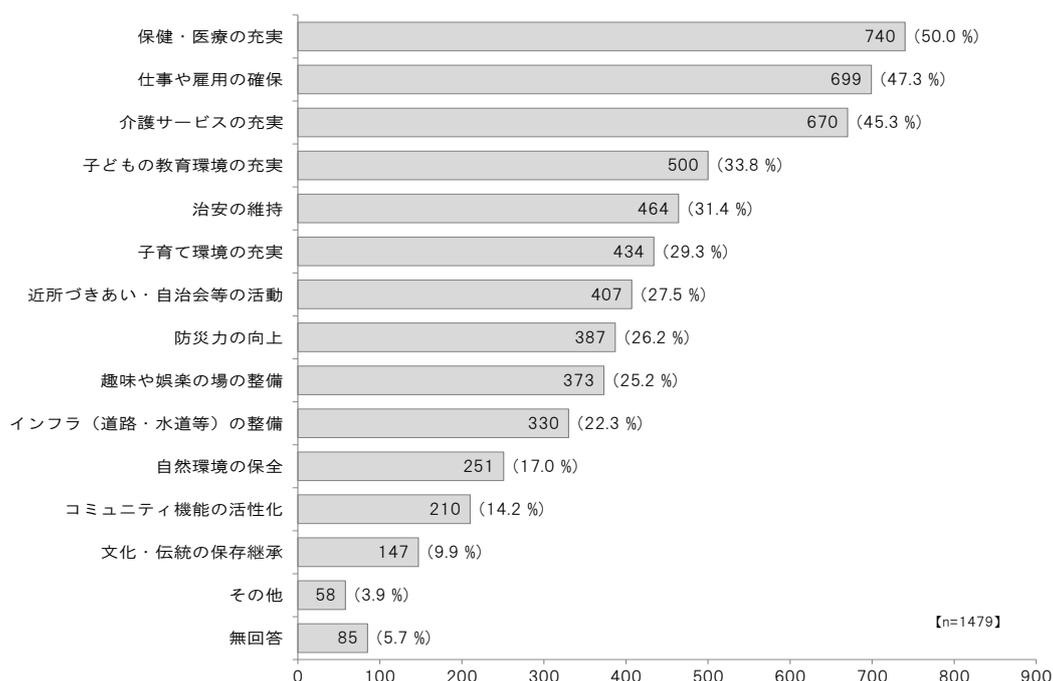
■ これからも坂出市に住み続けたいと思いますか？

「このまま、ずっと坂出市で暮らし続けたい」との回答が 64.8%と半数以上を占めていますが、一方で「坂出市に住み続けたいとは思わない」との回答も 6.8%あります。



■ 住み続けるためにどんなことが必要だと思いますか？

「保健・医療の充実」が 50.0%と半数を占めています。次いで、「仕事や雇用の確保」が 47.3%、「介護サービスの充実」が 45.3%となっています。



- まちの将来像を表す「言葉（キーワード）」として、どのようなものがふさわしいと思いますか？

「活気・活力がある」、「元気のある」といった意見が最も多くなっています。

順位	キーワード	件数	主なご意見
1位	○活気・活力がある ○元気のある ○明るい ○楽しい	116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「活気あふれる」まち</li> <li>・明るく活気のある住み良いまち</li> <li>・活き活きと暮らせる町</li> <li>・にぎわうまち、活気があるまち</li> <li>・人が集まれる活気のある町</li> <li>・明るく、楽しく、健康で過ごせるまち坂出</li> <li>・明るく自由なまち</li> </ul>
2位	○安心・安全	89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して暮しの出来る町</li> <li>・親も子も安心して暮らせるまち</li> <li>・ゆりかごから墓場まで安心して住める坂出</li> <li>・若い人が就職、結婚し安心して住める町</li> <li>・老若安心の町</li> <li>・災害が少なく、災害に強いまち</li> <li>・災害のない住みよい町</li> </ul>
3位	○住みたい ○住みよい ○住みやすさ ○暮らしやすい	83	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み続けたいまち</li> <li>・人情味ある町</li> <li>・みんなが住みたくなるようなまち</li> <li>・あたたかく住みやすい町</li> <li>・誰でもイキイキとした住み易い町</li> <li>・どの年代でも生活しやすいまち</li> <li>・皆が元気で住みやすい町</li> <li>・みんなが暮らしやすいまち</li> </ul>
4位	○子育てしやすい ○子どもがたくさんいる	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で子どもがのびのびと外で遊べる町</li> <li>・いつまでも子どもたちがすみよいまち</li> <li>・子育てが充実している町</li> <li>・子育て世代が住みやすいまち</li> <li>・子育てを大切にする、応援する町</li> <li>・子どもの教育に力を入れるまち</li> <li>・こどもたちの声がきこえるまち</li> </ul>

※「主なご意見」は、ご回答いただいた文章をそのまま掲載しています。

## (2) 自然環境, 地理的特色

本市は、県のほぼ中央北側に位置し、総面積は92.51 km<sup>2</sup>で、東西に14.65 km、南北に18.20 km、海岸線は瀬戸内海沿いに約76 kmに及びます。市内で最も高い山が高松市との境にある五色台の中の大平山(478.9m)で、次いで丸亀市との境にある城山(462.3m)、飯野山(421.9m)と、400mを超える山はわずかしかない比較的なだらかな地形です。市街地は、もともと塩田であった場所を海に向かって埋め立てていった場所が多いため、海岸線から市中心部に向かって徐々に低くなっています。また、北には穏やかな瀬戸内海があり、13の島が存在します。気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく表しており、降水量が少なく温暖です。このため、古くより多くのため池が築かれ、市内に500箇所弱あるため池は農業用水の貴重な水資源となっています。

市域は、内海を埋め立て造成した番の州臨海工業地帯(約620 ha)、市中心部の商業地帯、周辺部の農業地帯、島しょ部および東部沿岸地区の漁業等により、調和のとれた都市形態となっています。

## (3) 坂出市のあゆみ

本市は、江戸時代に久米栄左衛門が大開拓事業を興して日本屈指の製塩地としての基盤をつくり、以来、塩田と塩の積み出しのための港まちとして発展しました。

これと並行して商工業も盛んになり、また、港湾の必要性の高まりから、昭和3年から港湾改修に着手して以来、いく度の改修によって大型船舶の入港も可能となったことなどから、四国随一の貿易港として一層の発展を遂げました。

昭和17年7月に林田村との合併により市制を施行し、その後、昭和26年から同31年までの間に近隣6村を合併、さらに番の州埋め立てによる企業誘致等によって、瀬戸内工業圏の中核都市としての重要な位置を占めることになりました。

その一方で、都市発展の基盤となった塩田については、たび重なる塩業整理と技術革新により、昭和46年12月末をもって従来の採かんによる製塩方法がすべて廃止され、広大な塩田跡地は、区画整理事業などの都市基盤整備によって再開発が進められ、工業用地や住宅用地等に変貌しました。

その後、昭和63年の瀬戸大橋の架橋、平成4年の四国横断自動車道(高松自動車道)の開通等により、本州と四国を結ぶ交通・流通の要衝※となっています。

## 4. 時代潮流・社会情勢

### (1) 人口減少社会の到来，少子高齢社会の深刻化

平成 26 年 5 月の日本創成会議※・人口減少問題検討分科会の提言によれば、本市では若年女性人口が平成 52（2040）年に 41%減少すると想定されています。5 割以上減少する消滅の可能性のある市町村の 896（全体の 49.8%）には入らないものの、少子化の波は確実に訪れるとされています。

この提言によれば、若年の女性数が急速に減少していることが指摘されており、このことから今後、出生数の減少が予測されます。また、依然として高齢化率は上昇していることから、少子高齢化が、より深刻となることが予測されます。

### (2) 地方創生への対応

国は、進行する少子高齢化や人口減少に的確に対応し、東京圏への人口集中の是正等を図るため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定、また、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。そして、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、「地方創生」を最重点課題に掲げ、取組を強化しています。

本市においても、人口減少の克服および地域活力の向上をめざし、平成 27 年 10 月に「坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「働きたい 住みたい 子育てしたい まち」の創造に向けた取組を推進しています。

### (3) 経済情勢

我が国の経済は、緩やかな回復基調がみられるものの、東京圏などの大都市や一部業種を除き、景気回復を実感するには至っておらず、地方と都市部の二極化の進行や国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、その環境は依然として厳しい状況にあります。

また、我が国の農林水産物の生産量は年々減少しており、次世代の担い手、雇用等も減少しています。さらに、TPP※への参加協議が開始され、平成 27 年 10 月の TPP 閣僚会合において大筋合意に至った状況にあり、農林水産業をはじめとした国内産業への影響が懸念されています。

これらのことから、農山漁村の所得や雇用の拡大を図るために、地域の農林水産物や資源を活用した 6 次産業化による産業振興の取組がより重要視され、さらに、他分野との連携等を見据えた産業への高付加価値化の取組が求められています。

#### (4) 就業・働き方の多様化

近年、女性の社会参加が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど、人々の生き方・働き方が変化している中、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※の実現に向けた取組を推進する必要があります。

また、厳しい雇用情勢による、非正規雇用やニート※の増加が問題となっており、これらのことから、仕事と子育て・介護などに配慮した労働環境の整備や、就労支援の場をより整備することが求められています。

#### (5) 高度情報化

インターネットをはじめとする情報通信技術は急速に発展しており、それに伴い、スマートフォンなど、情報通信機器の普及が進んでいます。こうした情報通信技術は、クラウド技術を活用した医療情報の連携や学校教育など、さまざまな分野で活用されています。

また、近年では、ビッグデータ（情報通信技術の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ）を活用した事業が注目されています。その例として、POSデータ※を活用した消費者ニーズの把握や、センサーネットワーク※を活用したインフラ管理などが挙げられており、利用者ニーズに即したサービスの提供や業務運営の効率化等が図られています。公共サービスを向上させるためには、今後、情報通信技術を有効に活用することが効果的となります。

#### (6) 地域の国際化の進展

物流体制の発達や情報通信技術の飛躍的な発展などにより、資本、労働、情報などのグローバル化※が進展しています。また、今後、諸外国との交流は従来の国家間レベルのものから、地域レベルの交流が重要になるとされています。

このことから、多文化共生の推進を図る必要があるほか、アジアをはじめとした海外需要を積極的に取り込んでいく必要があります。

## (7) 安全・安心に対する意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ、我が国全体に甚大な被害をもたらしました。このような地震災害をはじめ、地球温暖化の影響によるゲリラ豪雨、大雨の頻度の増加などから、自然災害への備えを強化・促進することが急務となっています。

これらの対策として、建築物の耐震化、防災インフラの整備など、ハード面のみでなく、地域コミュニティ※の防災力向上など、ソフト面での防災・減災対策を講じていくことも求められています。

## (8) コンパクト・プラス・ネットワークの形成

人口の減少や厳しい財政状況など、さまざまな制約に直面する中、国民の安全・安心を確保し、社会経済の活力を維持・増進することが課題となっています。

こうした背景を受け、行政や医療・福祉、商業などの各種機能を一定のエリアに集約化(コンパクト化)しつつ、各地域を交通や通信などのネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりが、大都市から中山間地域まで、あらゆる地域に適用できるまちづくりの考え方として示されています。

## (9) 老朽施設への対応、インフラ老朽化への対策

我が国では、現在、社会資本の老朽化に伴う、維持・更新が課題となっています。人口減少により今後、財政状況が厳しくなると予測される中で、全ての社会資本の維持・更新が不可能なことから、社会資本の削減・最適化などの見直しが求められています。

近年では、必要性の低い施設の選別や、再配置、複合化の検討を行う、公共施設マネジメントの推進が急務となっています。

## 5. 坂出市の現状と課題

### 5-1. 現状と人口の将来予測

#### (1) 坂出市を取り巻く状況

現在、我が国の人口は減少局面に転じており、今後も少子化・高齢化の一層の進行により、年齢構成や世帯構成が変化していく中で、本市においても、家族や地域コミュニティの状況が変化していくことが見込まれます。

また、経済については、かつてのような成長は期待できず、税収の増加は見込めない状況ですが、一方で、高齢化に伴い医療や介護といった社会保障関係の費用は増大していくものと考えられます。経済活動のグローバル化が進み、情勢の変化が激しい中で、これまでの経験を基に将来を予測することは難しい状況にあります。

他方、成熟社会を迎え、市民生活は、生活様式や就労形態、価値観の多様化が進み、行政サービスへのニーズだけでなく、人々が生活を送る上でのニーズも多様化してきています。また、情報社会の進展により、人と人とのつながり方もさまざまな形をとるようになっていきます。

#### (2) 人口推移と将来予測

坂出市の人口は今後も減少することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年で53,418人であるのに対して、計画目標年の平成37年には48,346人となり、約5,000人減少する見通しとなっています。

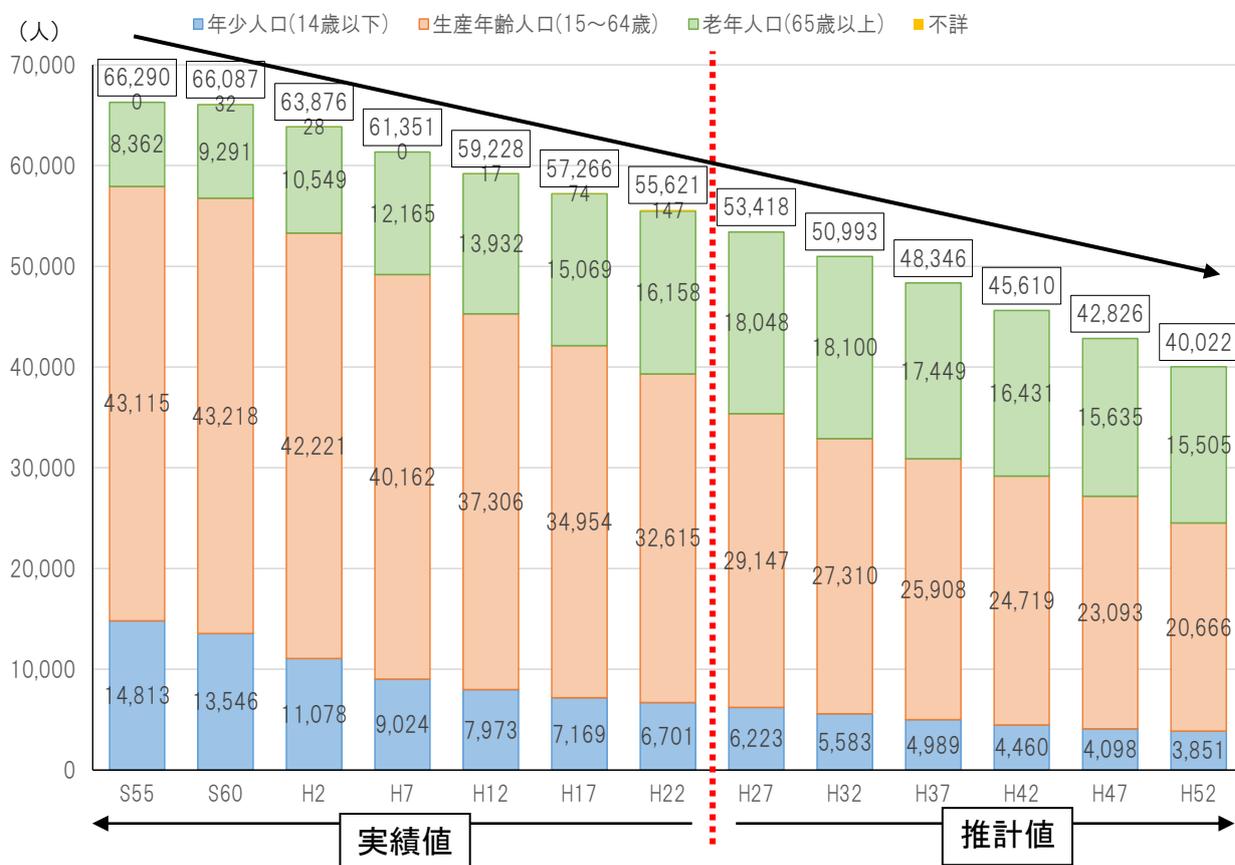
さらに、20年後の平成47年には42,826人、平成52年には40,022人になると予測されています。高齢化率は年々増加しており、全国平均および県平均と比べて高く、平成2年以降は、老年人口が年少人口を上回っています。

このまま人口減少が進むと、税収減や人口密度の低下を引き起こし、生活サービス機能の維持が困難となることなどが懸念されます。

一方で、本市の昼夜間人口比率(夜間人口100人当たりの昼間人口)は、四国では第1位の水準となっており、市外から多くの方が市内に働きに来ています。このことは、本市にとって強みであり、働く場所から住む場所に変えていくことで、居住者を増やすことができると考えられます。

以上の点を踏まえ、本市が平成27年10月に策定した、人口の現状を分析し今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「坂出市人口ビジョン」においては、人口減少の克服および地域活力の向上のためのさまざまな取組を推進し、転出の抑制はもちろん、県内外からの転入を促進することにより、平成52年の将来人口展望を45,500人、平成72年は42,000人と設定しています。

◆現状と将来予測（国立社会保障・人口問題研究所の推計）



◆通勤・通学等による人口流入・流出の状況

流入人口	流出人口	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率	全国順位 (1901 団体中)
17,049 人	10,953 人	55,621 人	61,717 人	111.0%	108 位

資料：平成 22 年国勢調査

## 5-2. これからのまちづくり

### (1) 市民共働のまちづくりと行財政改革

本市では、平成 25 年に出前市役所を創設して職員が地域に出向き施策の紹介などを行うとともに、市内の高等学校との共働によるさまざまな取組を実施しているほか、市民の健康増進や地域コミュニティの活性化につなげるため、ラジオ体操の市内全域への普及に努めていますが、一方で、自治会加入率の低下といった課題もあります。引き続き、行政の透明性の確保や市民との情報共有を図り、市民共働のまちづくりをさらに推進する必要があります。

また、各種審議会・委員会における女性委員の登用や、市職員においても女性職員の管理職への登用を積極的に推進するとともに、社会情勢や国の動向を見極め、男女が性別にかかわらず、互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に努めていくことが求められます。

財政状況については、依然として厳しい状況にあり、今後、公共施設の老朽化への対応や自主財源の確保、行政経費の抑制など、対応すべき課題が山積していることから、持続可能なまちづくりを進めるために、引き続き事務事業の見直しを行い、長期的な視点を見据えた経営感覚を持った行財政運営が必要となります。

### (2) 安全・安心の確保

南海トラフ地震発生が危惧される中、近年は大規模な土砂災害をはじめ、広域かつ大規模な風水害、豪雪被害等が発生するなど、災害の規模と種類は大型・多様化傾向にあります。本市では、地域防災力の向上に向け、住民防災意識の普及啓発や自主防災組織の活性化および土砂災害・津波・ため池ハザードマップを活用した実効性ある避難体制の強化を推進してきました。

引き続き、ため池や護岸の改修工事等のハード整備を計画的に推進し、防災対策の充実に努めるとともに、「自分たちのことは自分たちで守る」といった意識のもと、自主防災組織の育成強化を進めていく必要があります。

また、国は地球温暖化対策としての温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めており、さらに、東日本大震災を契機にクリーンで安全なエネルギーへの転換が模索されている中、環境負荷の少ない再生可能エネルギー※の活用など、循環型社会の実現に向けた取組が求められます。

### (3) 少子高齢社会への対応

団塊の世代のすべてが75歳以上となる平成37(2025)年以降を見据え、高齢者が健やかに生きがいを感じられる生活を送れる長寿社会の確立に向け、市民や関係団体、民間事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら互いに協力し、地域包括ケアシステム※の構築に努める必要があります。平成26年12月に新市立病院が開院したことから、医療の質を高め、地域の中核病院として救急医療、急性期医療に対応し、へき地医療についても公立病院としての役割を担い、市民の生命と安全・安心を守るよう努めていくことが必要です。

一方、本市における認知症・認知症のおそれのある65歳以上の高齢者は、平成26年度に実施した調査によると約5,000人と推定され、65歳以上の高齢者の約3.5人に1人の割合となっていることから、引き続き認知症対策に重点的に取り組み、地域の特性や実情に応じた認知症高齢者等に配慮した地域づくりをめざした施策が求められます。

子ども・子育て支援では、医療費の無料化や保育料の軽減等の経済的支援のほか、子育て応援ブックの発行やホームページの充実など、子育てに関する情報提供を推進しています。

今後は、子どもやその保護者が教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう情報提供や相談・助言等を行う利用者支援事業の実施など、市民のニーズに応じた相談・支援体制を充実していくことにより、仕事と育児の両立の支援や地域社会全体での子育て支援に取り組んでいくことが必要です。

#### (4) ひとを豊かにはぐくむまちづくり

知識基盤社会※が進行する中，これからの時代を担う子どもたちには，社会の激しい変化に対応し，夢の実現や地域社会の発展に貢献するたくましい気概と能力の育成が求められています。そのため，学校教育においては，生きる力をはぐくむ教育を一層充実するとともに，ふるさと坂出に生まれ，育ったことに誇りをもち，夢の実現に真正面から立ち向かうことのできるチャレンジ精神に富んだ人づくりがますます重要となります。

また，学校は，子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず，地域コミュニティの核としての役割が期待されており，学校・家庭・地域が連携・共働し，子どもたちを地域社会全体で育てていく体制づくりに努める必要があります。

さらに，生涯学習や文化振興においては，市民一人ひとりにそれぞれのニーズに応じた多様な学習の機会や場所を積極的に提供し，生涯にわたって豊かな人生を送ることのできる社会をより一層推進するとともに，その成果を広く地域社会に生かしていく取組の充実が求められます。

人権・同和教育においては，人権課題の解消に向けて，人権についての正しい理解と認識を深め，人権を尊重する意欲や態度を育成する取組が求められます。

国際交流においては，姉妹都市サウサリート市と短期留学生の交換事業を継続しており，今後も，同市との交流活動を中心として交流の輪を広げ，国際感覚の醸成と人材の育成に努めていくことが必要です。

## (5) 都市基盤の整備と快適な生活環境づくり

坂出北インターチェンジの早期フルインター化をめざすとともに、臨海部と坂出北インターチェンジ周辺地区の整備や中心市街地の整備を進める中で、周辺環境と調和のとれた良質な宅地供給が必要となります。

港湾の整備については、船舶の大型化に対応した効率的な輸送と港湾利用の安全確保のため、岸壁の改修・整備を進めるとともに、港湾管理のIT化や保安対策の適切な実施など、運営面でのポートサービスの向上に努め、関係団体や事業者との連携強化が求められます。

また、本市では、市営バス運行事業、循環バス運行事業、デマンド型乗合タクシー運行事業など、公共交通空白地域の解消に努めてきましたが、便数が少ない路線や公共交通網が十分でない地域が存在しています。そのため、利用者のニーズに対応した、市民の生活を支える公共交通の充実が求められており、公共交通ネットワークの連携、効率化が必要です。さらに、JR坂出駅を中心としたコンパクトな都市の強みを生かすとともに、施策推進に向けての関係機関との連携、さらなる都市基盤の整備が求められます。

## (6) 地域特性を生かした産業振興

農林水産業については、生産基盤を整備し、本市特産物の産地の維持、高品質・高付加価値の作物の生産を促進するとともに、農水産業施設の整備改善などの環境の向上を推進してきましたが、一方で、担い手や後継者の不足が課題となっています。

今後は、引き続き、消費者ニーズに適応した多様な高品質・高付加価値の作物の生産に努めるとともに、担い手の確保と後継者の育成に努めることが必要となります。

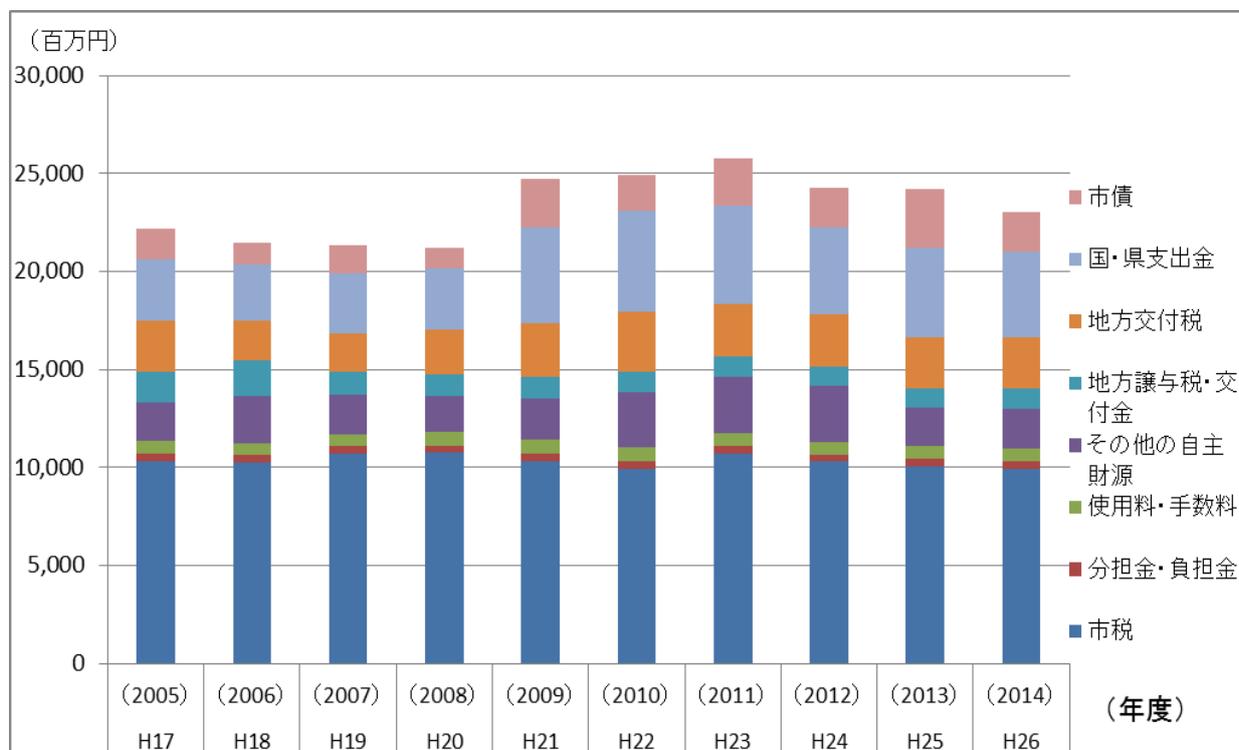
また、商工業については、地元中小企業の健全な発展と経営基盤の安定を支援するとともに、商店街等の中心市街地活性化のため、坂出商工会議所等関係団体との共働により、商店街の空き店舗対策や商店街の魅力が向上するイベントなどを引き続き支援していくことが必要です。

企業誘致については、香川県との連携や企業のニーズに対応した企業誘致条例の改正を行うことで、新たな企業誘致や雇用の場の創出を推進してきました。

今後は、引き続き企業ニーズを的確に把握し、企業誘致条例の見直しも視野に入れ企業誘致を推進するとともに、既存企業や中小企業への対策も検討し、「雇用の確保」や「人口増」につなげていくことが必要となっています。

## 6. 財政状況（普通会計）

### （1）歳入決算額の推移（平成17～26年度）



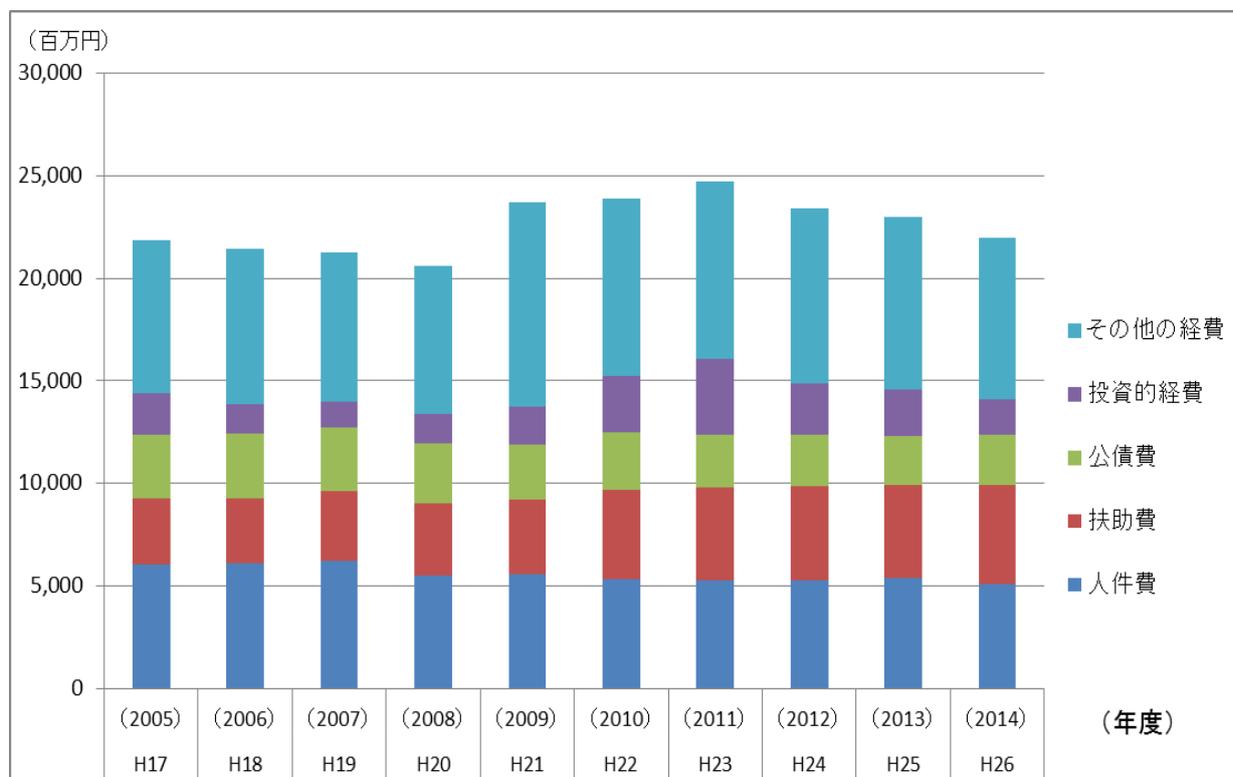
(単位：百万円)

区分	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
(自主財源)	13,288	13,658	13,701	13,620	13,509	13,855	14,652	14,185	13,046	12,963
市税	10,340	10,260	10,718	10,750	10,344	9,951	10,718	10,294	10,072	9,896
分担金・負担金	349	351	351	366	368	370	395	380	391	389
使用料・手数料	643	629	636	705	700	685	665	636	645	662
その他の自主財源	1,956	2,418	1,996	1,799	2,097	2,849	2,874	2,875	1,938	2,016
(依存財源)	8,905	7,817	7,660	7,573	11,213	11,099	11,134	10,108	11,171	10,075
地方譲与税・交付金	1,596	1,795	1,196	1,120	1,088	1,053	1,015	959	1,007	1,102
地方交付税	2,603	2,056	1,965	2,299	2,777	3,029	2,686	2,679	2,590	2,585
国・県支出金	3,164	2,826	3,011	3,115	4,858	5,140	5,016	4,444	4,559	4,376
市債	1,542	1,140	1,488	1,039	2,490	1,877	2,417	2,026	3,015	2,012
うち臨時財政対策債	622	537	487	456	708	1,270	1,011	1,109	1,262	1,265
歳入総額	22,193	21,475	21,361	21,193	24,722	24,954	25,786	24,293	24,217	23,038

自主財源比率	59.9%	63.6%	64.1%	64.3%	54.6%	55.5%	56.8%	58.4%	53.9%	56.3%
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

本市の基幹的収入である市税は、年度によっては企業の大規模な設備投資による固定資産税等の増収があったものの、近年においては、経済情勢や地価の下落等の影響もあり、全般的に減少傾向となっています。その一方、地方交付税や臨時財政対策債、国・県支出金などの依存財源は増加傾向にあります。

## (2) 歳出決算額の推移 (平成 17~26 年度)

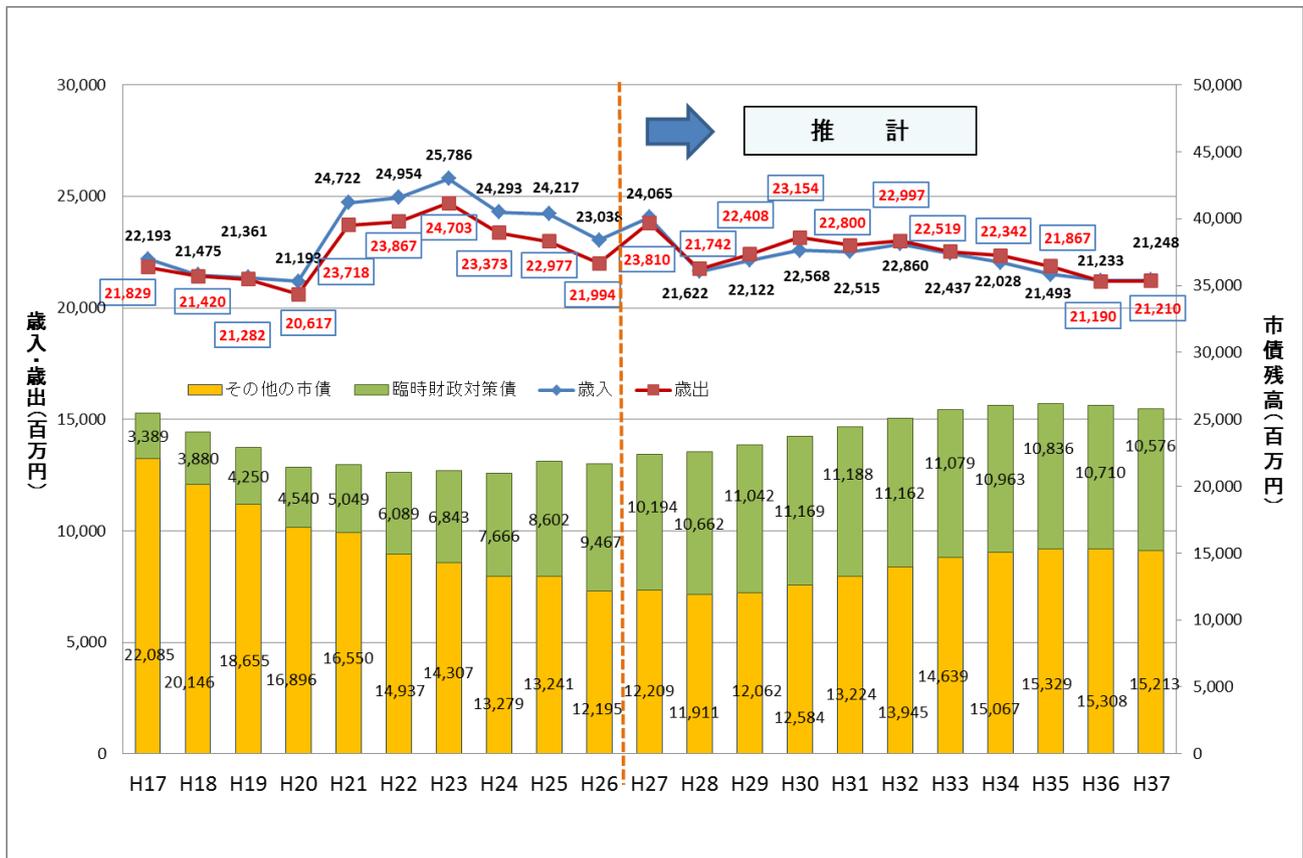


(単位：百万円)

区分	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
(義務的経費)	12,369	12,425	12,708	11,970	11,913	12,480	12,388	12,376	12,307	12,340
人件費	6,037	6,068	6,189	5,495	5,550	5,306	5,236	5,233	5,364	5,052
扶助費	3,202	3,213	3,411	3,532	3,670	4,386	4,541	4,610	4,546	4,846
公債費	3,130	3,144	3,108	2,943	2,693	2,788	2,611	2,533	2,397	2,442
(投資的経費)	2,000	1,441	1,287	1,413	1,846	2,736	3,661	2,508	2,241	1,743
普通建設事業費	1,798	1,435	1,282	1,409	1,844	2,730	3,651	2,504	2,241	1,743
災害復旧事業費	202	6	5	4	2	6	10	4	0	0
(その他の経費)	7,460	7,554	7,287	7,234	9,959	8,651	8,654	8,489	8,429	7,911
物件費	1,920	1,844	1,858	1,797	2,150	2,095	2,288	2,125	2,179	2,267
補助費等	1,142	1,175	1,320	1,189	2,209	1,326	1,198	1,522	1,503	1,672
積立金	162	373	96	79	305	1,053	906	604	559	831
繰出金	2,455	2,484	2,414	2,605	3,835	2,680	2,747	2,745	2,710	2,805
その他	1,781	1,678	1,599	1,564	1,460	1,497	1,515	1,493	1,478	336
歳出総額	21,829	21,420	21,282	20,617	23,718	23,867	24,703	23,373	22,977	21,994

義務的経費のうち、人件費および公債費については、定員適正化計画および公債費負担適正化計画の着実な推進等により、おおむね減少傾向にある一方、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大に伴い、扶助費については増加傾向にあり、義務的経費全体では、120億円程度で推移しています。

### (3) 財政状況および推計



※ 平成 17 年度から 26 年度までは決算額，平成 27 年度以降は推計値。  
 平成 27 年度以降の歳入には，収支不足に伴う財政調整基金からの繰入金は計上していない。

地方財政対策をはじめ，国による社会保障制度の抜本的改革など，施策の動向がなお流動的な状況下で，効率的かつ健全な財政運営を堅持していくためには，将来を見据えた財政収支見通しに立脚した各種事業の推進が不可欠です。

そこで，推計時点における地方財政制度を前提に，平成 26 年度までの決算額をベースとして，平成 27 年度時点で想定され得る今後の主要施策等も踏まえ，普通会計における平成 27 年度以降平成 37 年度までの財政状況を推計しました。

まず歳入では，平成 29 年 4 月からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増加などを見込む一方，国の動向を踏まえた臨時財政対策債の減少や収入の根幹をなす市税の減少傾向が続くことが想定される中で，さらなる企業誘致の促進等による収入確保が急務となっています。

また、歳出では、本市の最重要施策である人口増対策や防災対策について積極的かつ重点的に予算を投入していく一方で、公共施設等の老朽化対策、企業会計、特別会計への財政支援等をはじめ、今後、多額の財源を必要とする新庁舎建設、JR坂出駅周辺の道路整備など、今後の10年を見据えた本市の主要プロジェクト事業に伴う建設事業費およびそれに伴う公債費の増加が見込まれるところです。

これらの結果、平成28年度以降、各年度にわたって一定の収支不足が生じ、財政調整基金からの繰入金により収支均衡を図らなければならない厳しい財政運営が続くことが想定されます。また、同基金残高は平成26年度末の約29億円から平成37年度末では約10億円程度にまで減少する見込みとなっています。

まちづくり基本構想の理念を具体化し、総合戦略に掲げる各般の事業を着実に推進していくためには、将来に向けてさらなる事務事業の選択と集中を図り、いっそう厳しさを増す行財政環境に迅速かつ適切に対応しつつ、事情の変化に即応した不断の見直しが不可欠です。したがって、市税をはじめとした自主財源の確保や行財政改革の取組を加速するとともに、新たな行政課題に対応できる持続可能で自主的・自立的な財政基盤の確立を図っていかねばなりません。

## II. 基本構想



# 1. めざすまちの姿

## (1) まちづくりの基本理念

我が国全体が人口減少社会に転じる中，地方においては，それぞれの地域の実情に応じた，地方の責任と創意によるまちづくりに取り組む必要があります。

本市では，瀬戸内の要衝都市としての拠点性や豊富な地域資源を生かした，活力あるまちづくりを推進するとともに，坂出市民憲章の理念を踏まえ，これまで受け継がれてきた豊かな自然や歴史を愛し，人と文化を尊び，市民相互に信頼し助け合い，市民一人ひとりの人格や人権が尊重される，市民共働のまちづくりを基本理念とします。

### 坂出市民憲章（昭和47年10月7日制定）

わたくしたちは 伸びゆく坂出の市民であることに誇りと責任をもち この憲章を定めます

わたくしたち 坂出市民は

- 一．自然を愛し 環境を整え 住みよいまちをつくりましょう
- 一．からだを鍛え 教養を高め 文化の香り高いまちをつくりましょう
- 一．勤労をとうとび 励まし合い 明るいまちをつくりましょう
- 一．きまりを守り 互いに譲り合い 心豊かなまちをつくりましょう
- 一．みんなで努力し いたわり合って 郷土の繁栄をはかりましょう

## (2) まちづくりの将来像

人口減少が進行する中、本市にとって、これからの10年間は、先人たちが培ってきた素晴らしい地域資源や海陸交通の結節点としての拠点性を生かし、都市機能の充実・強化を図り、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力と魅力ある「ふるさと坂出」を次代へ引き継いでいくための極めて重要な期間です。

本市は、通勤・通学による流入人口が多く、一定の吸引力を有していますが、それが定住につながっていない現状にあります。

人々が安心して生活を営むためには、安定した雇用が不可欠であり、瀬戸内の要衝としてのポテンシャルを最大限に活用した企業誘致や産業振興による働く場の確保は本市の重要戦略の一つであることは言うまでもありません。

また、次代を担う子どもたちの健やかな育ちと子育てを支え、安心して子どもを生み育てられるまちづくりは、地域社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであります。

そして、「働くまち」としての強みを生かして人口減少に歯止めをかけ、人口の社会増につなげていくためには、特に、「働くひと」の受け皿となる住宅などの生活環境の向上をはじめ、「住みたい 住み続けたい まち」としての魅力を高めることが何より急務であります。

「働くまちだが住むまちではない」という現状を打破し、「このまちで 働きたい 住みたい 子育てしたい」と心から思えるまちの創造に向け、市民・民間事業者・行政が相互に連携し、支え合い、まさに「市民共働」で取り組むまちづくりの将来像を

**働きたい 住みたい 子育てしたい**

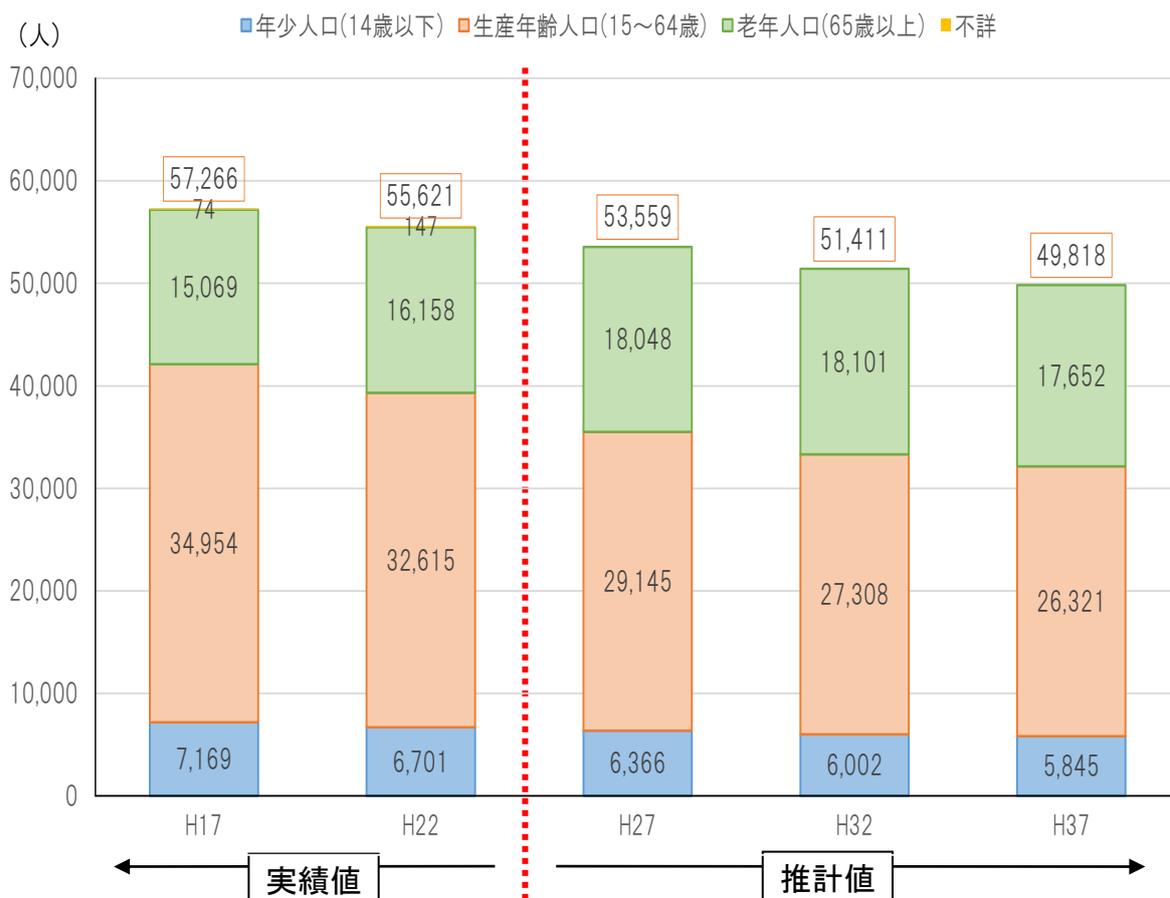
**共働のまち さかいで**

と定め、諸施策を総合的に展開するとともに、人口減少の克服と地域活力の向上に向けた取組を重点的に推進していきます。

## 2. 将来人口の見通し

本市のこれまでの人口推移をみると、老年人口は増加していますが、生産年齢人口と年少人口は減少しており、全体として総人口は減少を続けています。

### ■総人口および年齢3区分人口の推移



※「坂出市人口ビジョン」より

しかしながら、県内屈指の交通アクセスの良さ、多くの子育て・文教施設、医療施設等が集積していることなど、本市の強みを生かしつつ、人口減少の克服および地域活力の向上のためのさまざまな取組を推進して人口減少に歯止めをかけるものとし、平成27年10月に策定した「坂出市人口ビジョン」における将来人口展望（平成37年推計人口：49,818人）を踏まえ、基本構想の目標年である平成37（2025）年の目標人口を50,000人とします。

### 3. まちづくりの基本目標と施策体系

#### (1) 基本目標

次の6つの基本目標を柱として、諸施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### 1. ～ すべての人がいきいきと輝くまちづくり ～ 【自立・信頼】

市民のさまざまな自主的活動を支援し、地域における連帯感の醸成に努めるなど、市民と行政のパートナーシップの確立を図るとともに、市民、民間事業者、行政等それぞれが持つ能力を最大限発揮できるよう、さらなる市民共働を推進し、「すべての人がいきいきと輝くまちづくり」をめざします。

#### 2. ～ 安全で環境に優しく持続可能なまちづくり ～ 【安全・環境】

災害や事故、犯罪などで市民の生命や財産が脅かされることのないよう、警察などの関係機関とのさらなる連携と協力体制の充実・強化に取り組むとともに、防災・防犯に対する地域コミュニティの重要性をより一層認識し、その支援と育成に力を注ぎます。また、豊かな本市の自然を保全するとともに、ごみの減量化・資源化を促進し循環型社会の形成に努め、「安全で環境に優しく持続可能なまちづくり」をめざします。

#### 3. ～ 健康で安心して暮らせるまちづくり ～ 【安心・健康】

子ども・子育て支援の充実に努め、子どもの健やかな育ちと子育てを支える環境づくりを推進します。また、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組など、保健・医療・介護・福祉が一体となった体制の整備と充実に努めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重され、また、生涯にわたりいきいきと暮らすことができる地域社会の形成に努め、「健康で安心して暮らせるまちづくり」をめざします。

#### 4. ～ 未来を拓く力をはぐくむまちづくり ～ 【教育・文化】

信頼される学校教育の実現を図るとともに、すべての市民が、学び、共働り、地域社会の絆を深め、未来を創造するといった学びの姿勢が子どもたちの手本となり、家庭や地域社会を支え、発展させるという学びが循環する社会を通して、「未来を拓く力をはぐくむまちづくり」をめざします。

#### 5. ～ 快適な都市環境を実感できるまちづくり ～ 【快適・憩い】

快適な都市環境とは市民の生活環境そのものであり、時代にあった変化が求められます。自然環境を保ちながら快適な都市基盤を整え、穏やかな都市空間の創出や適正な維持管理に努めるとともに、コンパクトに集積した都市機能をさらに高め、「快適な都市環境を実感できるまちづくり」をめざします。

#### 6. ～ 元気とにぎわいのあるまちづくり ～ 【魅力・活気】

本市の地理的優位性や地域資源を生かし、まちづくりと一体となった総合的な施策の推進により、地域経済の発展、産業の活性化を図ります。また、移住・定住の促進や観光を軸にした交流人口の拡大を図り、「元気とにぎわいのあるまちづくり」をめざします。

## (2) 施策体系

### 【基本目標1】～ すべての人がいきいきと輝くまちづくり ～

【自立・信頼】

- (1) 市民参加によるまちづくり
- (2) 多様な連携の推進
- (3) 行財政運営の効率化と健全財政の確保
- (4) 男女共同参画社会の形成



### 【基本目標2】～ 安全で環境に優しく持続可能なまちづくり ～

【安全・環境】

- (1) 防災体制の強化・充実
- (2) 環境保全と環境衛生の充実
- (3) 交通安全の推進
- (4) 地域安全（防犯）活動の推進



### 【基本目標3】～ 健康で安心して暮らせるまちづくり ～

【安心・健康】

- (1) 保健・医療の推進
- (2) 介護・高齢者福祉の充実
- (3) 児童福祉・子育て世代への支援の充実
- (4) 障がい※者（児）福祉の充実
- (5) 人権尊重社会の構築



**【基本目標4】～ 未来を拓く力をはぐくむまちづくり ～**

**【教育・文化】**

- (1) 幼児期・学校教育の充実
- (2) 生涯学習・スポーツの充実
- (3) 文化の継承と創造
- (4) 人権・同和教育の推進
- (5) 国際交流の推進



**【基本目標5】～ 快適な都市環境を実感できるまちづくり ～**

**【快適・憩い】**

- (1) 都市基盤の整備
- (2) 都市環境の整備
- (3) 情報化の推進
- (4) 離島振興



**【基本目標6】～ 元気とにぎわいのあるまちづくり ～**

**【魅力・活気】**

- (1) 移住・定住の促進
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業・サービス業の振興
- (4) 観光の振興
- (5) 労働環境の充実



## 4. まちづくりの施策の大綱

### 【基本目標1】

#### ～ すべての人がいきいきと輝くまちづくり ～

【自立・信頼】

### (1) 市民参加によるまちづくり

- ① 広報広聴活動の充実に努め、分かりやすく開かれた行政の実現と、市民の声を反映させた市民共働のまちづくりを推進します。
- ② コミュニティ活動に必要な情報の提供やリーダーとなる人材の育成、コミュニティ施設の維持管理体制の充実を図るなど、地域コミュニティに対する支援を拡充し、自主的な市民活動の支援に努めます。
- ③ まちづくりの主体は市民であるとの認識のもと、情報公開制度の充実を図るなど、行政の透明性の確保に努めます。

### (2) 多様な連携の推進

- ① ボランティアの育成・支援を推進するとともに、市民、民間事業者、各種団体など、多様な主体との連携強化を図り、地域経済の活性化や各種課題の解決をめざします。
- ② 行政と民間との社会的機能の役割分担を明確にし、民間の優れた技術や経営感覚を生かすため、指定管理者制度※など、行政サービスにおける民間活力の導入を推進します。
- ③ 市民の日常生活や経済活動の広域化、市民ニーズの複雑多様化、さらには厳しい財政状況などに対応するため、「坂出、宇多津広域行政事務組合」など広域連携の取組を推進し、互いの自主性と主体性を尊重しながら、効率的な行財政運営と質の高い行政サービスの提供に努めます。

### （３）行財政運営の効率化と健全財政の確保

- ① 自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効率的に配分することにより、健全で信頼される行財政運営に努めます。
- ② 多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、事務事業や組織機構の見直しを図ります。
- ③ 既存施設の適正な維持管理に努め、有効利用を図るとともに、所期の目的を達成した市有財産については、民間活力の導入も含め、今後の活用方法を検討します。
- ④ 効率的かつ効果的な人員配置に基づく定員管理を推進するとともに、職員の資質向上を図り、良質な行政サービスの提供に努めます。

### （４）男女共同参画社会の形成

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる多様性に富んだ豊かで活気ある男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度、慣行、市民意識等について男女平等と人権尊重の視点に立った見直しを図るとともに、男女共同参画の理念や内容が正しく理解されるよう意識啓発と教育・学習を推進します。
- ② 男女がともにライフステージに応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、充実した職業生活，社会生活，家庭生活を送ることができるよう，女性の職業生活における活躍を推進するとともに，男性中心型労働慣行等の見直しや育児・介護に関する制度の充実を図り，だれもが働きやすい環境づくりを推進します。

#### 【 関連する主な個別計画 】

- 行財政改革大綱
- 行財政改革実施計画
- 男女共同参画計画
- 市史編さん事業基本計画

## 【基本目標2】

### ～ 安全で環境に優しく持続可能なまちづくり ～

【安全・環境】

#### （１）防災体制の強化・充実

- ① 災害から市民の生命と財産を守るため、災害の発生を未然に防止する対策に取り組むとともに、「自助」「共助」「公助」の連携のもと、被害を最小限にする減災対策の強化に取り組みます。
- ② 市民への迅速・確実かつ多重の情報伝達体制の整備，市民参加の防災訓練の実施，地域・学校・民間事業者などが実施する防災訓練への協力，地域における防災意識の高揚，自主防災組織の結成やその促進と育成に努め，地域防災力の強化を図ります。
- ③ ため池や護岸の改修工事など，地震・津波，高潮対策を計画的に実施し，減災対策の充実に努めます。
- ④ 火災に対する効果的な消防活動を確保するため，消防資機材の高度化や専門的な人材の育成など，消防力の強化・充実に努めます。
- ⑤ 市民一人ひとりの防火意識の高揚，各種施設の安全対策の推進，防火・防災組織および消防団の育成強化など，予防・防災体制の強化を推進します。
- ⑥ 救急業務の高度化・専門化に的確に対応できるよう，救急・救助体制の充実に努めます。

#### （２）環境保全と環境衛生の充実

- ① 瀬戸内海国立公園に面し，三方を緑の山々に囲まれた豊かな本市の自然を保全するとともに，環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため，環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進などの地球温暖化対策に取り組み，環境にやさしいまちづくりをめざします。
- ② 市民，民間事業者，行政が一体となった環境保全活動の展開，環境問題を理解するための教育や啓発活動を推進するなど，積極的な環境保全対策に努めます。

- ③ 市民共働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）※の推進等により，ごみの減量化・資源化を促進し，最終処分場の延命化を図り，持続的発展が可能な循環型社会の形成に努めます。
- ④ 生活排水の処理については，公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及を推進し，公共用水域の水質の改善および保全を図るとともに，衛生的な住環境の形成・確保に努めます。
- ⑤ 火葬場については，適正な維持管理を行いつつ，施設の老朽化を踏まえ，新築についても検討します。また，墓地については，需要動向を踏まえた整備を検討するとともに，適正な管理運営に努めます。

### **（３）交通安全の推進**

- ① 学校，家庭，地域での交通安全教育を推進するなど，市民一人ひとりの交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に取り組みます。
- ② 子どもや高齢者，障がい者に配慮した人にやさしい道路整備や，安全かつ円滑な道路交通環境の確保，危険な箇所における交通安全施設の整備など，総合的な交通安全対策を推進します。

### **（４）地域安全（防犯）活動の推進**

- ① 坂出市安全・安心まちづくり条例に基づき，警察などの関係機関や市民，民間事業者，各種団体，行政の連携のもと，近隣互助の精神に支えられた地域ぐるみの防犯活動の推進や防犯意識の高揚など，地域安全体制の充実に努めます。
- ② 防犯設備の維持管理・整備に努め，特に子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう，公園など野外における防犯対策に努めます。

【 関連する主な個別計画 】

- 地域防災計画
- 国民保護計画
- 耐震改修促進計画
- 社会資本総合整備計画
- 環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画
- 生活排水処理施設整備計画
- 交通安全計画



### 【基本目標3】

## ～ 健康で安心して暮らせるまちづくり ～

【安心・健康】

### （１）保健・医療の推進

- ① 健康についての知識の普及・啓発や情報提供の推進，地域における健康づくり活動の中心となる人材の養成や確保，NPO※やボランティア団体の育成・支援など，地域健康づくり体制の充実に努めます。
- ② 各種健（検）診の受診率の向上を図るとともに，生活習慣病であるがんや糖尿病などの早期発見，早期治療ができる支援体制の確立に努め，健康寿命の延伸をめざします。
- ③ 市立病院の充実，急病・傷病に対する救急医療体制の強化，疾病形態の多様化に即した適切な予防対策の充実など，市民が安心できる医療体制づくりに努めます。
- ④ 国民健康保険事業などの医療保険制度においては，医療費の適正化対策や疾病予防・重症化防止等の健康づくりを推進するとともに，財政運営の安定化を推進し，制度の持続的な運営に努めます。

### （２）介護・高齢者福祉の充実

- ① 生涯いきいきと暮らせるよう，生きがいづくり，就業の機会づくり，ふれあいの場づくりなど，地域で支え合う高齢者福祉のまちづくりを推進します。
- ② 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう，関係機関と連携し，医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。
- ③ 地域の実情に応じた認知症対策を検討・推進し，本人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現をめざします。
- ④ 介護予防事業の展開により虚弱高齢者の機能向上を図るとともに，高齢者が自立した生活を送ることができる環境づくりに努めます。

### **(3) 児童福祉・子育て世代への支援の充実**

- ① 結婚を希望する男女を応援するとともに、妊娠・出産・子育てに関する正しい情報の提供や経済的支援を実施するなど、さまざまな施策の展開により切れ目のない支援を行います。
- ② 次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を生かした子育てや、親たちが子どもを生き育てることに喜びを感じることができる環境づくりに、家庭、地域、関係機関との連携を図りながら取り組みます。
- ③ 子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、地域社会全体で支援するとともに、さらなる相談体制の充実に取り組みます。また、男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育て家庭への支援に努めます。
- ④ 関係機関が情報を共有し、児童虐待の早期発見や防止のための児童虐待防止ネットワークづくりに取り組みます。

### **(4) 障がい者（児）福祉の充実**

- ① 障がいのある方の自己決定を尊重し、適切な意思決定等を行えるよう支援するとともに、社会的障壁の除去や合理的配慮※の普及に向けた取組を推進するなど、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図ります。
- ② 公共施設のバリアフリー※化を推進するなど、ユニバーサルデザイン※に配慮した、安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

### **(5) 人権尊重社会の構築**

- ① 坂出市人権尊重のまちづくり条例に基づき、すべての人の人権が尊重され、自由かつ平等で公正な社会の実現をめざし、積極的に人権教育・啓発を推進するとともに、すべての行政施策の根底には人権がかかわっているとの認識のもと、人権尊重のまちづくりを推進します。

- ② 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向け、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場と機会を通じて人権教育・啓発ができるよう、多様な学習機会の提供と実施主体の連携強化に努め、総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ③ 市民の自主性を尊重し、自由な意見交換ができる環境づくりに努めるとともに、市民の信頼と理解が得られるよう行政の主体性と中立性を確保します。

### 【 関連する主な個別計画 】

- 地域福祉計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 健康増進計画
- 食育推進計画
- 高齢者福祉計画
- 介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画および障がい福祉計画
- 市立病院基本構想・基本計画
- 国保データヘルス計画
- 特定健康診査等実施計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 人権教育・啓発に関する基本指針



## 【基本目標4】

### ～ 未来を拓く力をはぐくむまちづくり ～

## 【教育・文化】

### （1）幼児期・学校教育の充実

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期にふさわしい教育が図られるよう、人とのかかわりや自然とのふれあいなど、環境を通じた幼児の主体的な遊びを生み出すための教育内容・方法の見直しや充実を図ります。また、親が子育てに自信をもち、親として成長できる場の提供を図るため、親子がともに学ぶ機会の拡充や教育に関する情報の提供に努めます。
- ② 基礎基本を確実に身につけ、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等の生きる力をはぐくむ教育の充実に努めます。
- ③ 創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断するリーダーシップ、多様な人々と共働することのできるコミュニケーション能力、異文化に対する理解を深めるための能力の育成を図り、グローバル化した社会の一員として広い視野をもち、夢の実現に挑戦し、社会に貢献する人づくりをめざします。
- ④ 人間形成の場である本市の豊かな教育的・文化的な資源を基盤にしながら、ふるさと坂出を誇りに思う心を育成し、地域の自然や人々と共生していく能力を育みます。
- ⑤ 魅力ある学校、信頼される学校、安心して学べる学校づくりをめざし、環境の整備・充実を図るとともに、愛情と使命をもって教育活動に取り組む教職員を育てます。

## **( 2 ) 生涯学習・スポーツの充実**

- ① 学習内容や学習環境を整備・充実させることにより、いつでも、どこでも、だれでもが、学習活動や文化活動に親しめる社会の実現をめざします。
- ② 地域の人材、施設、自然環境、行事等を活用しながら、地域社会全体で子どもを育てるとともに、家庭の教育力を支える子育て支援体制の充実を図ります。
- ③ 生涯スポーツ社会の実現をめざし、いつでも、どこでも、だれでもが、いつまでも健康で心豊かな生活が営めるよう、スポーツに親しめる機会の確保と環境の整備を行います。

## **( 3 ) 文化の継承と創造**

- ① 既存の文化施設を活用しながら、豊かな文化芸術環境の充実と特色ある文化芸術の振興に努めます。
- ② 地域の文化振興の資源となる歴史遺産や文化財の保存と活用に努め、次世代に継承するために、文化財の保護に努めます。
- ③ 市民の暮らしに役立つ図書館として多様なニーズに対応できるよう、情報提供機能の充実を図るとともに、課題解決に役立つ図書や郷土に関する記録、その他必要な資料の収集に努めます。

## **( 4 ) 人権・同和教育の推進**

- ① 人権の大切さや人権課題についての理解と認識を深め、豊かな人権感覚をはぐくみ、課題解決のために積極的に行動する意欲や態度を育成します。
- ② 人権教育・啓発については、正しい人権感覚が身につくよう、対象者の発達段階や地域の実情を踏まえた創意工夫のもと、学校教育、社会教育の相互連携を図りながら推進します。

## （５）国際交流の推進

- ① 市民一人ひとりが適切な国際感覚を身に付け、国際理解を深めるよう、学校教育や生涯学習を推進します。
- ② 姉妹都市サウサリート市等との交流を推進するとともに、市民参加による国際交流事業を通じて、地域の国際化および多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。
- ③ 外国人が快適な生活を送れるよう、生活環境の整備に努めます。

### 【 関連する主な個別計画 】

- 教育大綱
- 子ども・子育て支援事業計画
- 子ども読書活動推進計画
- 学校再編整備実施計画
- 人権教育・啓発に関する基本指針
- 市史編さん事業基本計画



## 【基本目標5】

### ～ 快適な都市環境を実感できるまちづくり ～

【快適・憩い】

#### （１）都市基盤の整備

- ① 坂出北インターチェンジの早期のフルインター化を実現し、周辺の物流拠点から高速道路へのアクセス機能の強化など、産業振興や物流の効率化を図るとともに、本市の拠点性を高める幹線道路ネットワークの整備を進め、本市のみならず、県全体の活性化を図ります。また、公共交通の拠点であるＪＲ坂出駅北口駅前広場の再整備および周辺道路整備を促進し、中心市街地のにぎわいの創出につなげます。
- ② 重要港湾※坂出港の四国での優位性を堅持し、将来に向けてさらなる発展を図るため、既存の港湾施設の適正な運営・維持管理・改修に努めるほか、国際貿易港としての保安体制の確立など、港湾機能の強化を進め、物流機能の高度化や関連産業の育成を促進します。
- ③ 市民生活の利便性向上のため、生活道路網の整備を推進するとともに、子ども・高齢者・障がい者や環境に配慮した、だれもが安全で快適に利用できる道路の整備、維持管理に努めます。
- ④ 上水道の整備にあたっては、安全で良質な水を安定的に供給するため、県や他市町と連携し、香川県広域水道事業体設立に向けた取組を推進するとともに、老朽配水管の布設替、浄水場施設の整備など、計画的な施設整備に努めます。
- ⑤ 下水道の整備にあたっては、快適な生活環境をつくりだすため、公共下水道（汚水・雨水）の計画的な整備・普及を推進するとともに、地方公営企業法適用に向けて、経営状況の的確な把握に努め、維持管理体制の充実や経営の健全化を図ります。

## (2) 都市環境の整備

- ① 公共施設や商業施設がコンパクトに集積した都市機能をさらに高める取組を推進するとともに、高齢者をはじめとする市民が利用しやすい地域公共交通によるネットワークを形成し、市民生活の利便性向上を図ります。
- ② 海と緑、歴史と文化など本市の特性を生かしながら、環境と調和した、風格と個性のある美しい都市景観の形成を推進します。
- ③ 住宅・宅地の整備にあたっては、香川県のほぼ中央に位置し、県内屈指の交通アクセスの良さを誇る本市の強みを生かし、民間活力の導入も図りつつ、まちなか居住の推進に取り組み、職住近接※のまちづくりをめざします。
- ④ 公営住宅については、適切な維持管理や計画的な整理を図るとともに、民間企業との連携、福祉施策との協調を積極的に進め、各種住宅施策の総合的対応に努めます。
- ⑤ 公園整備にあたっては、既存施設の有効活用を積極的に推進し、市民が身近で気軽に利用でき、憩いとやすらぎを提供できる公園整備を進めます。また、市民と行政が連携した、安全で安心して利用できる体制づくりや適正な公園施設の維持管理体制の強化に努めます。また、坂出緩衝緑地については、一層の有効利用を図るための検討を進めます。
- ⑥ 道路や河川敷をはじめ生活の場での緑の創出・保全を図るとともに、緑化意識の啓発、緑化推進体制の整備などを進め、花と緑のあふれるまちづくりに取り組みます。

## (3) 情報化の推進

- ① 飛躍的に発展する情報通信技術に的確に対応しながら、市民生活のあらゆる分野で技術革新の恩恵を受けられるよう、地域の情報化を促進します。
- ② さまざまな分野における情報通信技術の有効活用を図り、市民の利便性の向上に努めます。
- ③ 個人情報の保護や情報セキュリティ対策の強化を図ります。

## (4) 離島振興

- ① 島しょ部の振興を図るため、へき地診療所の運営や巡回診療等の保健・医療・介護・福祉の充実，産業振興対策など，総合的な生活環境の向上に努めます。
- ② 関係機関と共働し，高齢者などが利用しやすい地域公共交通の整備に努めます。

### 【 関連する主な個別計画 】

- 都市計画区域マスタープラン
- 地域公共交通総合連携計画
- 坂出港港湾計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 水道ビジョン
- 公営住宅等長寿命化計画
- 人工土地総合再生基本計画



## 【基本目標6】

### ～ 元気とにぎわいのあるまちづくり ～

【魅力・活気】

#### （１）移住・定住の促進

- ① 官民一体となった移住者の受け入れ支援の充実に努めるとともに、U J I ターン※就職を推進することにより、移住・定住を促進します。
- ② 空き家の適正管理を推進するとともに、移住・定住促進のための有効活用を検討します。また、高齢者の住環境整備や三世帯同居・近居の促進など、これからの少子高齢社会に適応した環境整備に努めます。
- ③ 交通至便という本市の拠点性、豊かな自然、充実した教育環境など、本市の利点をさまざまな機会を捉えて積極的に情報発信します。

#### （２）農林水産業の振興

- ① 地域の特性や資源を生かした魅力ある農林水産業の振興を図ります。
- ② 競争力や将来性のある農業をめざし、生産基盤の整備による生産性の向上や高品質・高付加価値化を図るとともに、「さかいでブランド」への展開や地産地消の促進など、流通販売体制づくりに努め、魅力とやりがいのある農業経営を展開できる営農や後継者の育成を推進します。
- ③ 水田や山林等が持つ洪水調節機能や水源涵養機能などの公益的機能を再評価し、環境との調和に配慮した基盤整備を促進します。
- ④ つくり育てる漁業の促進や漁港機能の強化など生産基盤の整備を図るとともに、安定した漁業経営に向けた啓発・指導に取り組み、意欲ある後継者の育成・確保に努めます。
- ⑤ 地域の特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、ブランド力の向上に向けた取組を推進します。

### **( 3 ) 商工業・サービス業の振興**

- ① 商店主や商工会議所等関係団体との共働による商店経営の支援や商店街の活性化に向けた取組を推進し、人々が集い・交流できる魅力とにぎわいのある中心市街地の再生整備を促進します。
- ② 金融機関など関係機関との連携を図り、地元中小企業の健全な発展と経営基盤の安定、経営の効率化を促進するとともに、時代のニーズに応える各種サービス業の育成・振興に取り組み、地域産業の活性化を推進します。
- ③ 既存工業の集積をより一層強化・充実するため、新たな技術産業の誘致を進めるとともに、港湾機能の強化や都市機能の充実を図り、産業立地環境の充実に努めます。
- ④ 地域経済の発展や雇用機会の拡大を図るため、企業誘致を推進するとともに、新たな起業の支援に取り組みます。
- ⑤ 各種イベントの展開により、交流機会の創出と地域内での消費拡大を促進し、商業の活性化を図ります。

### **( 4 ) 観光の振興**

- ① ボランティアの方々との連携を図るとともに、本市の自然、歴史、文化、瀬戸内の島々などの素晴らしい地域資源を活用し、市民共働によるまちづくり型観光を推進します。
- ② 県や他市町との連携による広域観光の取組を推進し、県外・国外からの観光客の誘致に努めるとともに、本市を訪れる方が安心して快適に移動、滞在、観光ができる環境整備を推進します。
- ③ 地域情報の有力な資源となる特産品の販路拡大、情報発信に取り組みます。
- ④ 地域資源を活用した体験型の観光プログラムや観光イベントの充実、インターネットなどを活用したPR活動の一層の充実に努めます。

## （５）労働環境の充実

- ① 時代の流れに即した人材の育成や能力の開発・資質の向上を促進し、さらなる就業機会の拡大に努めるとともに、就労環境や勤労者福祉の向上に努めます。
- ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、就労形態の多様化に対応した教育・育児・介護環境の充実を図ります。

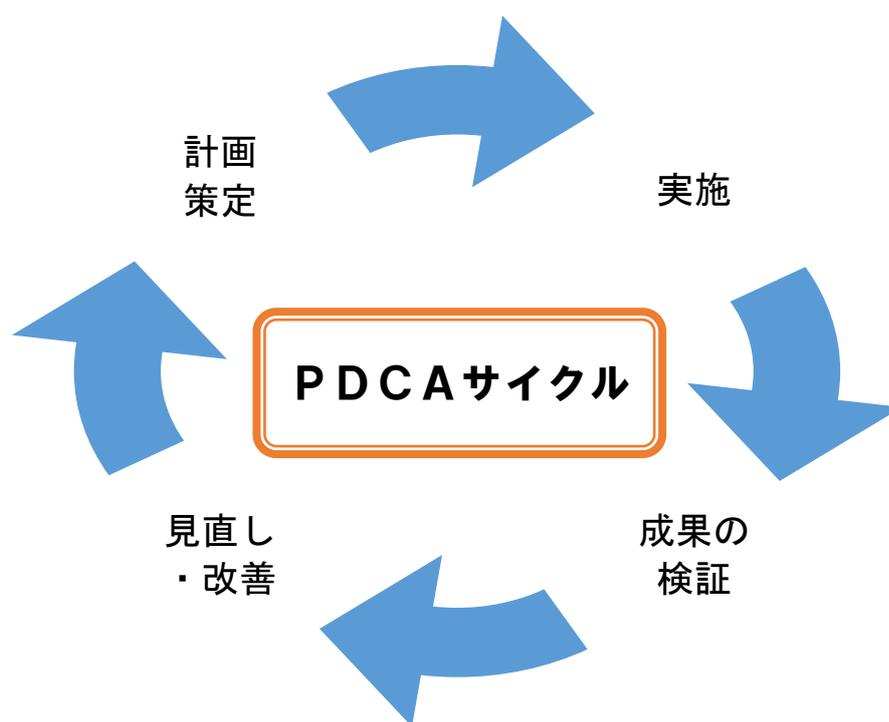
### 【 関連する主な個別計画 】

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 農業振興地域整備計画
- 中心市街地活性化基本計画
- 男女共同参画計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 特定事業主行動計画



## 5. 基本構想の推進

本市のめざすまちづくりの将来像の実現に向け、施策の大綱に掲げる項目を着実に実施していくため、基本構想の推進にあたっては、健全な財政運営を図るとともに、連動する各分野の個別計画について、策定（Plan）、実施（Do）、成果の検証（Check）、見直し・改善（Action）という一連のプロセスから成るPDCAサイクルに基づき、適切な進行管理を行います。



PDCAサイクルにおいては、基本構想に基づいた成果の検証を行い、市民や関係団体等との共働や情報共有を図りながら、市民ニーズや財政状況等を踏まえ、施策の見直し・改善を行い、計画に反映させることにより、基本構想の着実な推進を図ります。また、基本構想についても、社会経済状況の変化等を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとします。



### **Ⅲ. 用語の説明**



## あ 行

---

### 【NPO】

さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

## か 行

---

### 【共働】

この基本構想では、市民、民間事業者、行政などがお互いの役割や責任を認め合い、相互関係を深めながらともに働く、行動する新しい関係を築いていこうという意味を込めて、ともに働くという「共働」という文字を使用している。

### 【グローバル化】

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な解放等により、人・物・情報の国際的移動が活発化する現象。

### 【国立社会保障・人口問題研究所】

平成8年に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した、厚生労働省に所属する国立の研究機関。

### 【合理的配慮】

障がい者の権利に関する条約第2条において、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

## さ 行

---

### 【再生可能エネルギー】

石油や石炭、天然ガスといった有限資源である化石燃料とは異なり、自然現象を利用した永続的に利用できるエネルギー源のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱など。

### 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

### 【指定管理者制度】

民間事業者を含む幅広い団体の中から、地方自治体が指定する者に公の施設の管理を行わせる制度。

### 【重要港湾】

港湾法に基づき、「海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」として港湾法施行令で定められた港湾。

### 【障がい】

人の状態を表す「障害」の「害」の字は負のイメージが強いため、ひらがな表記にした「障がい」に変更することにより、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが広がっている。本市においても、障がい者の人権をより尊重するという観点から、「害」のひらがな表記を行っている。

### 【職住近接】

職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

### 【スリーアール 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）】

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

- ・ Reduce（リデュース） …………… ごみの発生抑制
- ・ Reuse（リユース） …………… 再使用
- ・ Recycle（リサイクル） ……… 再資源化

### 【センサーネットワーク】

電源と無線通信機能を内蔵した小型のセンサー機器を分散して設置し、それらを協調して動作させることで、施設や設備の監視・制御、環境や空間の観測などを行う通信ネットワークのこと。

## た 行

---

### 【地域コミュニティ】

何らかの共通の属性およびなにか意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団。この中で、共通の生活地域の集団によるコミュニティを特に「地域コミュニティ」という。

### 【地域包括ケアシステム】

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制のこと。

### 【T P P】

環太平洋パートナーシップの略。T P P 協定とは、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定。

### 【知識基盤社会】

新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

## な 行

---

### 【日本創成会議】

東日本大震災からの復興を新しい国づくりの契機にしたいとして、平成 23 年 5 月に発足した、産業界労使や学識者など有志が立ち上げた政策発信組織。

### 【ニート】

元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者（15～34 歳の非労働人口のうち、通学・家事を行っていない者）のことをいう。

## は 行

---

### 【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 【<sup>ポ ス</sup>POSデータ】

販売時点の売上データ情報のこと。

## や 行

---

### 【U J I ターン】

#### ・ U ターン

生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。

#### ・ J ターン

生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住すること。

#### ・ I ターン

生まれ育った故郷から進学や就職を期に故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の場所に移住すること。

### 【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### 【要衝】

要（かなめ）ともいうべき大切な所。要所。

## IV. 資料



# 諮 問 書

坂政第 173 号

坂出市まちづくり基本構想審議会 会長 殿

坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例（平成 26 年坂出市条例第 29 号）に基づく坂出市まちづくり基本構想の策定およびまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく地方版総合戦略の策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成 27 年 7 月 22 日

坂出市長 綾 宏

平成 28 年 2 月 10 日

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市まちづくり基本構想審議会  
会 長 尾 崎 健

坂出市まちづくり基本構想（案）について（答申）

平成 27 年 7 月 22 日付け坂政第 173 号で諮問のありました坂出市まちづくり基本構想（案）について、当審議会において本市の現状を十分に踏まえながら慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認め、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

- 1 坂出市まちづくり基本構想に基づく諸施策の展開にあたっては、審議会の審議の過程で提起された意見・提言に十分に配慮し、基本構想に示すまちづくりの将来像の実現に努めること。
- 2 基本構想の趣旨および内容を広く市民と共有したうえで、さらなる市民共働を推進するとともに、人口減少・少子高齢社会の本格的な到来を踏まえ、人口減少の克服および地域活力の向上に向けた取組を重点的に実施すること。
- 3 基本構想の推進にあたっては、社会経済状況の変化を見極めつつ、常に施策の効果を検証し、不断の見直しと必要な改善を行うこと。

## 坂出市まちづくり基本構想審議会および分科会 委員名簿

選出母体	役職名	氏名
坂出市連合自治会	会 長	● 尾 崎 健
坂出商工会議所	会 頭	○ 新 谷 五 十 雄
坂出市婦人団体連絡協議会	会 長	明 石 正 子
坂出市医師会	会 長	井 上 徹
坂出市民生児童委員協議会連合会	会 長	宮 崎 泰 徳
坂出市老人クラブ連合会	会 長	河 合 博 一
丸亀人権擁護委員協議会 坂出・宇多津地区部会	副部長	久 保 勝 是
香川県農業協同組合	経営管理委員	町 川 博 俊
坂出港振興協会	副 会 長	□ 國 時 忠 能
坂出青年会議所	理 事 長	宮 川 崇
坂出市教育委員会	委 員	芥 藤 恵 子
坂出市社会福祉協議会	常務理事	赤 尾 康 造
香川大学大学院 地域マネジメント研究科	教 授	■ 高 塚 創
四国新聞社	編集局次長	◇ 木 原 光 治
百十四銀行坂出支店	支 店 長	◇ 土 井 智 司
NPO法人わははネット	理 事 長	◇ 中 橋 恵 美 子
坂出地方労働組合連盟	会 長 (事務局長)	◇ 林 美 模 ( 大 林 貞 治 )
坂出市消防団本部	部 長	◇ 三 野 八 重 子
市民公募委員	—	篠 原 光 一
市民公募委員	—	山 本 淳 一

※ ●…会長，○…副会長、  
■…会長（分科会），□…会長職務代理者（分科会），◇…委員（分科会）

※（ ）は，代理出席いただいた方。

坂出市まちづくり基本構想委員会 委員

	職 名	氏 名
委 員 長	市 長	綾 宏
委員長職務代理者	副 市 長	加 藤 悟 史
委 員	教 育 長	國 重 英 二
〃	総 務 部 長	好 井 和 彰
〃	市 民 生 活 部 長	平 田 敏 夫
〃	健 康 福 祉 部 長	寺 坂 政 喜
〃	建 設 経 済 部 長	松 井 基 泰
〃	教 育 部 長	藤 村 正 人
〃	出 納 局 長	浦 田 俊 一
〃	水 道 局 長	木 村 泰 規
〃	消 防 長	河 合 宏 昭
〃	市立病院事務局長	宮 武 光 浩
〃	議 会 事 務 局 長	山 田 秀 男

坂出市まちづくり基本構想幹事会 委員

	職 名	氏 名
会 長	総 務 部 長	好 井 和 彰
会長職務代理者	職 員 課 長	丸 橋 通 良
幹 事	総 務 課 長	前 谷 博 司
〃	人 権 課 長	百 相 隆 雄
〃	環 境 交 通 課 長	多 田 羅 和 広
〃	け ん こ う 課 長	浅 野 武 彦
〃	こ ど も 課 長	中 川 高 弘
〃	建 設 課 長	佐 藤 浩 二
〃	都 市 整 備 課 長	宮 本 智 裕
〃	教育委員会教育総務課長	杉 之 原 智 也
〃	教育委員会文化振興課長	谷 本 秀 子
〃	水 道 局 監 理 課 長	向 徳 明
〃	消防本部予防課主幹	大 福 保
〃	市立病院医事課長	林 茂 樹

## 坂出市まちづくり基本構想策定経過

年月日	会議等	内容
H26. 12. 10～12. 26	市民意識調査	市民意識調査を郵送方式により実施
H27. 3. 25	委員会（第1回）	まちづくり基本構想・人口ビジョン・総合戦略の策定方針等について検討
H27. 6. 1～6. 5	庁内各課ヒアリング	各事務分野における現況・課題および今後の展望
H27. 6. 26	各種団体懇談会	各種団体代表者等との基本構想懇談会を実施
H27. 7. 3	幹事会（第1回）	まちづくり基本構想・人口ビジョン・総合戦略の基本目標および施策体系について検討
H27. 7. 10	委員会（第2回）	まちづくり基本構想・人口ビジョン・総合戦略の基本目標および施策体系について審議
H27. 7. 22	審議会（第1回）	諮問、まちづくり基本構想・人口ビジョン・総合戦略の基本目標および施策体系について審議
H27. 8. 17	幹事会（第2回）	人口ビジョン・総合戦略（骨子案）について検討
H27. 8. 19	委員会（第3回）	人口ビジョン・総合戦略（骨子案）について審議
H27. 8. 25	分科会（第1回）	人口ビジョン・総合戦略（骨子案）について審議
H27. 9. 28	幹事会（第3回）	人口ビジョン・総合戦略（素案）について検討
H27. 9. 30	委員会（第4回）	人口ビジョン・総合戦略（素案）について審議
H27. 10. 6	分科会（第2回）	人口ビジョン・総合戦略（素案）について審議
H27. 10. 23	審議会（第2回）	人口ビジョン・総合戦略（案）の審議，答申
H27. 10. 29		人口ビジョン・総合戦略を策定
H27. 12. 22	幹事会（第4回）	まちづくり基本構想（素案）について検討
H27. 12. 25	委員会（第5回）	まちづくり基本構想（素案）について審議
H28. 1. 8	審議会（第3回）	まちづくり基本構想（素案）について審議
H28. 1. 14～ 1. 31		まちづくり基本構想（素案）についてパブリックコメントを実施
H28. 2. 10	審議会（第4回）	まちづくり基本構想（案）の審議，答申
H28. 3. 3	市議会3月定例会	まちづくり基本構想（案）を議案第49号として提出
H28. 3. 17	まちづくり基本構想特別委員会	まちづくり基本構想（案）を審議，原案了承
H28. 3. 24	市議会3月定例会	まちづくり基本構想（案）を原案どおり可決

# 坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例

平成26年12月26日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、坂出市まちづくり基本構想(以下「基本構想」という。)を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の位置付け)

第2条 基本構想は、市政の最上位の方針とする。

(基本構想の策定)

第3条 市は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について、まちづくりの最も基本的な指針となる基本構想を策定するものとする。

(まちづくり基本構想審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、坂出市まちづくり基本構想審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条の規定による手続を経て基本構想を策定し、または変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本構想の公表)

第6条 市長は、基本構想を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本構想との整合)

第7条 市の個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、または変更しようとするときは、基本構想との整合を図るものとする。

(まちづくり基本構想審議会)

第8条 第4条の規定による諮問に応じ、基本構想を審議するため、坂出市まちづくり基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(坂出市総合計画審議会条例の廃止)

2 坂出市総合計画審議会条例(昭和50年坂出市条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている坂出市総合計画基本構想は、同条例第3条の規定により策定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂出市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合計画審議会」を「まちづくり基本構想審議会」に改める。

# 坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例施行規則

平成27年3月25日規則第5号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 坂出市まちづくり基本構想審議会（第3条—第9条）

第3章 坂出市まちづくり基本構想委員会および坂出市まちづくり基本構想幹事会（第10条—第12条）

第4章 雑則（第13条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例（平成26年坂出市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本構想の構想期間）

第2条 坂出市まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）の構想期間は、10年間とする。ただし、社会経済情勢の変化等により必要がある場合は、この限りでない。

第2章 坂出市まちづくり基本構想審議会

（委員）

第3条 条例第8条第1項に規定する坂出市まちづくり基本構想審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- （1）公募により選出された市民
- （2）学識経験者
- （3）関係団体の役職員
- （4）市の職員

2 前項第3号および第4号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

3 委員は、条例第4条の規定による諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（分科会）

第6条 会長が必要と認めたときは、審議会に専門的事項を調査審議させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、会長が指名する。

- 3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
  - 4 分科会長は、分科会の会務を処理し、分科会における審議の経過および結果を審議会に報告する。
  - 5 分科会長に事故があるとき、または欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
  - 6 分科会の会議については、前条の規定を準用する。  
(関係者の出席等)
- 第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。  
(庶務)
- 第8条 審議会の庶務は、総務部政策課において処理する。  
(委任)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 第3章 坂出市まちづくり基本構想委員会および坂出市まちづくり基本構想幹事会 (委員会)

- 第10条 基本構想の策定を円滑に推進し、および基本構想に関する重要事項を審議するため、坂出市まちづくり基本構想委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、市長、副市長、教育長、市長事務部門の部長（局長を含む。）、教育部長、水道局長、消防長、市立病院事務局長、議会事務局長その他市長が指名した職員で組織する。
  - 3 委員会は、市長が主宰する。
  - 4 市長に事故があるとき、または市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。
  - 5 市長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。  
(幹事会)
- 第11条 基本構想の策定および基本構想に関する重要事項の審議に関する総合調整を行い、委員会の審議が円滑に行われるようにするため、坂出市まちづくり基本構想幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。
- 2 幹事会に会長および幹事を置き、会長に総務部長を、幹事に前条第2項に規定する部局長が指名した課長（主幹を含む。）をもって充てる。
  - 3 会長は幹事会を代表し、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
  - 5 会長は、幹事会において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。  
(庶務)
- 第12条 委員会および幹事会の庶務は、総務部政策課において処理する。

### 第4章 雑則

- 第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- 付 則
- この規則は、公布の日から施行する。

平成28年3月

---

発行 坂出市

編集 坂出市 総務部 政策課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL. 0877-44-5001

FAX. 0877-46-4056

<http://www.city.sakaide.lg.jp/>

---



坂出市公認キャラクターさかいでまる